

平成18年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

議事日程〔第2号〕

3月9日（木曜日）午前10時 開議

開議宣告

日程第1 一般質問

38番 井ノ口 政之
39番 木村 修一
40番 大石 忠昭
41番 岩本 武
42番 瀬口 孫次

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（39名）

1番 成重博文
2番 安達隆
3番 尾上真一
5番 岡部心介
6番 山田秀夫
7番 松本博彰
8番 中山田健晴
9番 河野徳久
10番 明石光子
11番 村上和人
12番 吉高彰生
13番 安長袈裟雄
14番 小野國廣
15番 鷺海政幸
16番 近藤安夫
17番 後藤龍太郎
18番 安東正洋
19番 北崎安行
20番 川原直記
21番 河野正春
22番 山本博文
23番 進藤国臣
24番 近藤今朝則
25番 井上優
26番 菅健雄
28番 近藤準三郎
29番 後藤等
30番 相部法生
31番 酒井貞生
32番 堂園慶吾
34番 南浴利雄
35番 徳永浄
36番 益戸政吉
37番 野上一郎

欠席議員（2名）

4番 野田大二
33番 成重昌臣

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 佐藤良雄
議事係 長 橋本英一
書記 清水栄二
書記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 永松博文
助役 都甲昌叡
総務課 長 鷺海豊
プロジェクト推進課 長 青野素久彦
企画財政課 長 桑原茂彦
市民課 長 河野三男
福祉事務所 長 大園栄治
保険年金課 長 脇谷道男
子育て・健康推進課 長 小野俊久
人権・同和対策課 長 野村信隆
商工観光課 長 安東洋義
農林振興課 長 北崎順一
農地整備課 長 安部多喜男
建設課 長 奥田秀穂
水産・地域産業課 長 板井俊作
消防本部 消防長 安藤義文
総務・法規係 長 安東良介
秘書係 長 心得 小野政文
行政管理係 長 飯沼憲一
契約・住宅係 長 川口達也

教育庁

教育 長 都甲桂一
総務課 長 吉原安彦
学校教育指導室 長 早田義司郎
生涯学習課 長 尾造正直

○議長（近藤準三郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（近藤準三郎君） 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質問通告にない事項及び聴き取り時になかった事項について、質問があった場合は議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

○議長（近藤準三郎君） 11番村上和人君。

○11番（村上和人君） おはようございます。11番議席の村上でございます。2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、本市の漁業の振興についてお伺いをいたします。

最近、資源の減少に伴って漁獲量等が年々少なくなっていると聞いておりますが、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換というのは難しいことでしょうか。また、それに、この地域の海のいろいろな状態なども考慮しなければならないということもあるでしょうが、養殖等の取り組みによって漁獲量を増やしていくことができるということになれば、漁業においても今後後継者の育成もでき、将来においてこの海を有効利用できるんじゃないかというような気がいたしております。

また、漁業にプラス観光面で海の有効利用ができないものかということも懸念されております。

最近、海を活かした地域づくりということで、多くの自治体等も取り組んでおるといようなことも聞いております。また、ブルーツーリズム、これは、グリーンツーリズムと同じ意味のことだと思いますが、このような観光的また地域おこしのそういう事業の取り組みはできないものか。海でいろんな観光客の誘致ができ、また遊べる漁業として海を利用できないものかということも考えられますが、市としてのお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

次に、地産地消に伴う直売所の開設等について、お伺いをいたします。

今回、18年度事業におきまして、小規模農家の育成ということで、生産面での計画がなされておりますが、販売面については、現在市内にある5箇所ほどの直売所が主体となって、野菜、小物等の販売などが行われておりますが、小規模農家の育成による生産者の増に伴い、市の中心となる昭和の町、ここに市生産物の直売所の開設が必要ではなかろうかというようなことが思われますが、以上、2つの点について、市長の所信をお伺いを

いたします。よろしくお願いたします。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 村上議員の、漁業の振興についてのご質問にお答えいたします。

本市の水産業につきましては、従来より刺網漁、小型定置網漁、かご漁などといった漁船漁業と海苔養殖、採貝などの干潟漁業が行われております。しかしながら、近年では水産資源が減少し、輸入水産物が増えることによりまして、魚価も低迷し、専業漁業者も減少してありまして、特に、今後の漁業につきましては、その従事者の高齢化や後継者不足により、その取り巻く情勢というものは大変厳しいと認識をいたしております。

議員ご指摘のように、私もこれまでのように「獲るだけの漁業」ではなく、これからは「育てる漁業」に対する施策が重要であると考えております。

本市におきましても、沖合での魚礁の設置やガザミ、マコガレイなどの幼魚やアサリ、アワビなどの幼貝の放流を計画的に実施しているところでございます。今後も、従来からのこの施策を引き続き実施したいと思っております。

また、本年度、地域の漁業者と漁協と、将来の漁業のあり方について話し合いをしてまいりました。その結論として、まず、本来の漁業の振興をすることを第一にしよう。そういう取り決めをいたしました。そしてもう一つ、観光漁業を行うことにより、その漁業振興に役立てようということになりました。それで、当面、香々地におきましては、市場でも評価が高く、ブランド化が確立されております、岬ガニをより長く安定して供給できるように、出荷調整を可能にするための蓄養施設の整備事業を考えてるところでございます。

また、真玉地域におきましても、地域特有の干潟を二枚貝の宝庫として、育成のため、放流するだけではなくて、その干潟を貝が成長しやすいような干潟にするために、そういう事業として、干潟再生対策事業を予定しているところでございます。

次に、観光漁業についてのお話でございますが、私も大賛成でありまして、これにつきましては、先程申し上げましたように、漁業者の意思もありますことですし、また、昨年第3回定例会で明石議員にもご答弁申し上げましたように、現在、地元漁業者と市によりまして、遊漁を始め、地引網、建干し網、かご漁などを体験・見学させる観光漁業への取り組みを、現在検討しているところでございます。その取り組みにつきましても、漁業者だけではなく、商工会など関係団体とともに、昭和の町、その他周辺観光地と結んだ形の観光、それと同時に、香々地の魚というものは非常においしいという話でもありますので、食の観光ということ、そういうものを中心として考えていただいているところでございます。

そして、宿泊の観光漁業、いわゆるブルーツーリズム、観光漁業として売り出していくことによりまして、地域の活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、なにとぞ支援の方よろしくお願いをいたします。

次に、地産地消に伴う直売所等の開設についてであります。昨年12月定例会の一般質問で、河野徳久議員にご答弁申し上げましたとおり、本市の農業振興は、大規模農家の育成と小規模農家の育成の二本柱の政策によって地域の活力を生み出し、農業担い手を確保し、所得の向上を図りたいと思っております。特に小規模農家の育成につきましましては、意欲ある中高年者、女性、兼業農家、そしてまた帰農者を今後の地域農業を支える貴重な人材として多様な担い手に位置づけ、積極的な支援をしていくことといたしております。

具体的には、平成18年度から、本市出身で団塊の世代を対象にアンケート調査を実施し、帰農の(帰って農業しようとする)可能性というものを探りたいと考えております。

また、農林振興課内におきましては、プロジェクトチームを設置いたしまして、多様な担い手育成対策事業として、補助事業を活用した小規模の簡易ハウスの設置等により、少量多品目の生産体制を構築し、生産者への情報提供及び研修制度の確立等の側面的な支援システムを作り、機械を保有していない農家に対しては、耕運とか防除等を代行できるような作業受託体制を整備してまいります。

販売の強化策といたしましては、既存の直売所の機能を強化する方策として、直売所連絡協議会を設立いたしまして、農産物の出荷調整システムと直売ネットワーク作りを進めまして、生産体制の整備と販売体制の整備を総合的に進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の地産地消に伴う昭和の町での農産物販売所につきましましては、販路拡大ということと同時に、昭和の町の魅力の増大という上でも非常に重要と思われまますので、関係者と充分協議していきたくて考えております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) 市におきましても積極的な取り組みをされるということで、大変心強く思っております。

しかしながら漁業者等においても非常に現在の経営状態は厳しく、今後において懸念される面が非常に多いわけですが、特に、この豊かな海をどういうふうに関後長い目で見た取り組みをしていくかということにおいて、いま市長が言われましたこの観光面、それから漁業振興の面で非常にこれは夢の持てる地域ということになるんじゃないかなろうかという気がいたしております。

また、観光客の取り入れについてはですね、これは、いま、県のグリーンツーリズム研究会というのが発足して4年近くなるわけですが、その中で、修学旅行生の受け入れということで、安心院グリーンツーリズムの会を主体に、大分県全体でその受け入れをしていこうというようなことで現在取り組んでおります。幸いにして旅行会社との契約もでき、今後、大分県全体としてその修学旅行生の受け入れをしていこうというような体系ができております。その中で、やはり海を活かしたこの豊後高田市も修学旅行生の受け入れができるような態勢をどうしてもこれは作っていかねばならないというふうに考えております。いま、安心院地区だけでも相当な修学旅行生が入っておりますが、もう安心院では受け入れができないと。もう多すぎて受け入れができないということで、今回、県全体でその受け入れ態勢を作ろうというようなことで企画をし、先月28日に、受け入れの態勢ができたということで、知事に報告に行きました。そして知事といろいろな話をした中で、知事もこれは非常に夢のあることだと、県としてもできるだけの協力をするという約束をして帰ってまいったわけですが、本市においても、今後においてそういう取り組みをぜひ前向きに行っていただきたいと。これは海と山を活かした本市の地理的な条件を充分活かすことができるんじゃないかなろうかというふうに私たちも考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

養殖漁業においても、現在、市には、数人の人が養殖にすでに取り組んでおられる人がいるわけですが、堅来、小池地区においても、3人の若い人たちが赤貝の養殖ということで数年前から取り組んでおり、今年も、販売面において量が少ないということで、東京方面等にも出荷をされているようでございます。そういうことで、やる気があればいろんなことがまだできるという可能性を秘めております。どうぞそういう意欲のある人たちに市としても充分な指導、支援をひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、これは直売所の件でございますが、現在、本市には約5箇所ほどの直売所があって、その中で野菜・小物等を販売をしておるわけですが、なにぶんにもやはり規模が小さいのと生産量が少ないということで、1つの直売所当たりの売上も2,000万から3,000万前後じゃなかろうかというふうに聞いておりますが、これも、今後、小規模農家の育成に伴って生産量も増えていくと思っております。

ただ今、市長さんから説明がありましたが、直売所がお互いに連携を取りながら有利な販売をしていくという、非常にこれはいいお話を聞きましたが、こういうことを評価していただきながら、

3月9日

直売所の昭和の町にもぜひ実現ができるように、ご協力をお願いをいたしたいと思います。

また、今後、小規模農家の育成の際には、これは、ハウス等の施設もこれは必要となってくるわけで、今後、施設等の取り組みについても、最近の台風などが非常に強い台風が来ております。そういうことで、台風である程度もてると、倒れないような施設を充分考えていただく必要があるんじゃないかと思う。私もハウスでいろんな生産をしておりますが、せっかく造ったハウスが、1回の台風で飛ばされると、そこでもう生産者の方も腰折れになってしまうというような経過もございますので、今後そういうことにひとつ充分配慮していただきながら、やはりせっかく助成をして造るハウスが、強化なものになっていくような、ひとつ指導をお願いをいたしたいと思います。

以上について私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤準三郎君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） 12番吉高彰生です。

2点について一般質問を行います。

まず1点目は、インターネット安全利用ガイドンについてお尋ねをいたします。

教育関係新聞社が国内で数社ありますが、その中の教育家庭新聞社から、昨年12月3日のニュース記事からです。

その見出しは、「インターネット安全利用ガイドン、総務省が講師を派遣、年間1,000校、3年間実施目標」。まずこの内容について、概略ご説明をいたします。

総務省は、社団法人6団体、6団体とは、電気通信業者会議、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟、財団法人インターネット協会、財団法人マルチメディア振興センター及び文部科学省とともに、eネットキャラバンを実施、安全にインターネットを利用するためのガイドン「eネット安心講座」を希望する学校で実施する。平成17年度中は、関東及び東海地区で試行し、平成18年度からは、全国規模で3年間にわたり本格実施する予定だ。年間実施1,000校が目標。ここでこの記事内容について具体的に説明をいたします。

実は、親や先生より子どものほうがインターネットに詳しいようです。親としては、教育のためになると思ってインターネットを使わせているが、何か危険なことをやっていないか、漠然とではあるが、なんとなく心配だと感じています。子どもたちが容易に携帯電話やインターネットを活用する環境にもなっているに伴い、保護者や教職員に対しても、インターネットの安心・安全利用に関する啓発が必要となってきています。そこで、総務省は、社団法人6団体と文部科学省はeネットキャラバンを実施します。安全にインターネット

を利用するためのガイドンとして、「eネット安心講座」を希望する学校で実施する計画です。この講座の講師は、本キャラバンに協力する社団法人6団体加盟の通信事業者又は総務省などから派遣されることになっています。この講演の内容は、インターネットを通じた犯罪に関する情報やウイルス、迷惑メール、架空請求詐欺などの実態、その対処方法などです。この講座の受講対象はインターネットや携帯電話をどうしたら安心・安全に使えるかという知識を必要とする児童生徒の保護者、教職員などです。なお希望によっては、保護者、教職員向けに加え、児童生徒向けの講座内容を追加して行うこともできるそうです。

そこでこの事業についての豊後高田市教育委員会の所見と今後の対応について、教育長の所信をお尋ねをいたします。

次に2点目でございますが、Iターン並びにJターンを希望する方の定住促進についてお尋ねをいたします。

田舎暮らしが第4次ブームだと言われております。自然に囲まれ、ゆったりとした時間の中で、心の充実や農業などに生きがいを求める人が増えております。団塊の世代の大量定年を控え、ふるさと回帰、2地域居住、定年帰農などが注目され、地方への動きが加速しそうです。これはある全国紙からの情報ですが、内閣府が2月18日に発表した、都市と農山漁村の共生、滞留に関するアンケート調査によりますと、全国の都市部の住民で、週末は田舎の農村漁村で過ごしたいと答えた人は、団塊世代の50歳代がもっとも多く、46%に上がっています。また、50歳代のうちの29%の人が田舎での定住を望んでいることがわかりました。ただ、定住する際の問題点といたしましては、「仕事がない」これが54%、「受け入れ支援体制の未整備」が31%などを指摘しています。

このような実態から内閣府は2007年から定年を迎える団塊世代は、田舎への関心が高く、こうした人々のための施策を検討する必要があると分析をしております。このような調査結果からして、人口減が進む私たちの住む地域へ、IターンしていただくPRも必要ではないかと思うわけであり。もちろんJターン、Uターンも含めてであります。

皆さんこの本を読んだことがあると思いますが、「年金で豊かに暮らせるまち」という本であります。この本は2000年1月30日に出版をされました。ちょうど今から6年前になります。この本は、年金暮らしを国内移住によって豊かにしたい人のために出版されたガイドブックです。全国の中で30の市を取り上げて紹介しています。その中に、なんと豊後高田市が紹介されているわけであり。この本はご承知のように6年前ですから、合併前の豊後高田市の頃です。昭和の町ブームの前

です。今では、合併して大きく羽ばたく豊後高田市です。この本の内容にその後のビジョンを加えた内容にした事例も含め、豊後高田市に移住していただくような情報の発信をしたらと考えておるわけでありませう。

私の寺の檀家さんの借家に、インターネットでいろいろと下調べをして、昨年、横浜市から家族がUターンされていることをお聞きいたしました。私もよく豊後高田市のホームページを見ています。

そこで豊後高田市のホームページの中に、移住情報の特別コーナーを設けて、見やすく、わかりやすいページを作ってPRしてはと思うわけでありませう。このことについて、市長の所信をお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長(近藤準三郎君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 吉高議員の、Uターン並びにUターンを希望する方たちへの定住促進についてのご質問についてお答えいたします。

近年、健康志向、そしてまた環境意識の高まりや、ゆとり、安らぎを求めるなどの価値観の多様化が進んでおり、多くの都市住民において、農村漁村における自然環境などの地域資源に対するニーズが高まったとお聞きしております。議員もご指摘されましたが、特に、今後2007年からいわゆる団塊の世代の方々が大量に定年退職を迎えることから、都市部を中心として、これらの世代の多くの方々が自然に囲まれ、ゆったりとした時間の中で、心の充実や農業などに生きがいを求めるなど、田舎暮らしに対する潜在的な願望を持っているという話が、新聞や雑誌などのメディアを通じてよく報道されております。

また、先般発表されました、内閣府が行った調査におきましても、都市住民の約2割、50歳代の男性では、約4割の方が農山漁村に住みたいという願望を持っているという調査も出ております。

先程議員がご紹介をいただきました、あの「年金で暮らせる都市」ということの本も本当にありがたい。現にこの高田のことを示していられると。それ以上に、現在、合併してより豊かな市になったと思っております。本市は、1年を通じて気候も温暖で、山もあり、川もあり、海もあり、そして温泉といった自然地域資源には大変恵まれており、この恵まれた自然の中で生まれ、この地で取れた農作物とか魚介類は、新鮮で大変おいしいことから、本市は、住むところとしては大変住みやすい地域ではないかと考えております。

このような田舎暮らし希望者が本市に住んでいただくことは、過疎化、高齢化が進行して本市にとりましては、定住面のみならず、今後の集落機能の維持、また、地域の活性化をさせる農業振興の面からも大変有効ではないかと考えておる

次第でございます。

こうしたことから、新年度、都市に居住している団塊世代の本市出身者の皆様方に、ダイレクトメールの送付を行いまして、ふるさとへUターンをお誘いするとともに、Uターンをするために必要な受け入れ施策というものはどういふものが必要なのかということも、ご意見もいただく予定にいたしております。さらに、こうしたUターンの方々に、農業を行っていただきたいということで、本市における小規模農家や担い手の充実を図るために、農業未経験者でも農業ができるサポート体制作りを、先程村上議員にも申し上げましたが、そういうようなサポート体制作りとして、まず、技術指導体制、あるいは遊休農地の提供などの農業振興、一体となった定住対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員ご提案のように、都市に住む団塊の世代の退職者等の方々が、本市にUターン、Jターンなどにより住んでいただけるように、今後は市のホームページを、ご指摘のように充実させて、空き家やそれから市が所有する分譲宅地というような住む情報、それと同時に、本市における働く情報、農業とかその他いろんな情報をして、新規就農希望する方へは支援体制や遊休農地に関する情報など、定住に資するような様々な情報をわかりやすく掲載した定住情報サイトを開設して、インターネットを活用した情報発信によりまして、本市へ定住を促進させたいと、そういうふうにご考えている次第でございます。

その他のご質問につきましては、教育長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長(近藤準三郎君) 教育長都甲桂一君。

○教育長(都甲桂一君) では、インターネット安全利用ガイダンスについて、お答えいたします。

議員ご指摘のように、情報化社会が急激に進む中で、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪が多発しております。これまでも、児童生徒に対しましては、インターネット等の情報手段を使用する場合のルールやマナーを指導するとともに、害になる部分へは入り込めないように、教職員が付いて利用させています。

また、先月には、各小中学校に対し、豊後高田市立小中学校コンピューター及びインターネット利用規定を送付するとともに、各学校独自の利用規定の見直しや、作成していない学校への作成指示を行い、有効かつ安全な運用ができるよう指導したところでございます。

現在、多くの家庭でもパソコンが普及し、インターネット等で生活情報を入手していますが、保護者よりも児童生徒のほうがはるかに上達しているといった家庭も多いようです。

市PTA連合会もここ数年インターネットや携帯電話の悪用による害や恐ろしさについての研修

3月9日

会を開催し、子どもたちがトラブルに巻き込まれないように、保護者への啓発活動を行っています。

今回、議員ご提案の「eネット安心講座」については、教職員及び保護者にとっては大変有益な研修になると想定されますので、教育委員会といたしましては、各学校長や市PTA連合会に対し、講座の趣旨を説明し、活用するよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） では1点目について再質問をいたします。

このことにつきましては、大分県庁あるいは県の教育委員会から文書は来ているのでしょうか、どうでしょうか。もし、文書が来ていないようであれば、今からご紹介するのは、大分合同新聞が昨年12月24日に、やはり、見出しが、「子どもを守るネット環境を保護者ら対象、対処法を助言、来年度に講座」というのが大分合同新聞から出ております。この中にですね、連絡先がeネットキャラバンの公式サイト、<http://...>もう長たらしいので省きますが、この公式サイトのホームページ、それとキャラバン事務局の電話番号とファックスがありますので、それ来てなければまた後でお渡しをいたしますので、連絡して、ぜひとも、無料ですのでご活用をいただきたいというふうに思っておりますが、そこ辺、来ているか来ていないか、ちょっとお知らせください。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 学校教育指導室長早田義司郎君。

○学校教育指導室長（早田義司郎君） 吉高議員の再質問にお答えいたします。

まだ、その通知につきましては来ていないようでありますので、来次第、その趣旨を説明いたしまして、利用するようになりたいと考えております。

○議長（近藤準三郎君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） 1点目のインターネットの件につきましては、よくわかりました。

2点目について、再々質問のような格好になってしまいましたが、とにかくITの時代です。ネット社会です。IターンやJターンに関わらず、当市のホームページの中を見やすく充実したものにるように期待をしておるわけでございます。

定住情報のページ記載について気になることがありますので、ここで述べさせていただきたいと思います。

まず、市のホームページを開いて、この1ページ目は2月末に出したのですが、昨日見たのは、ちょっと1ページ目はリニューアルしてわかりよくなっております。しかしながら、定住促進のところまで内容を見つけるのには4ページかかるわ

けです。まず「暮らしの便利帖」というところにひょっとしてあるのかなあとと思って、そこをクリックします。そうすると、こういう記事が出てきます。ここ見ると、そういう情報はない。ああ、その横に「定住情報」という項目があるからここをクリックしてみたらどうかと思ってクリックしました。そうしたら、「定住情報」というのがここで出てきました。で、ここに「地域を楽しむ」とクリックしても、ここはなんも画像が出てきません。「地域にふれる」ここも画像は出てきません。「地域に住む」ここも画像はまったく出てきません。で、「パンフレットができたよ」ちゅうところをここをクリックしたら、こういう立派なものが出てきました。このこれが表紙です。表紙の次にまちづくり、教育、住居、健康、生活、自然、そして表紙裏と、カラーで出てきておりますが、これ表紙だけです。ところがそれをクリックしていくとですね、なんとも内容が合併前のことなんです。温泉なんかは花いろだけしか載ってないんですよ。だからもっとこの時代にマッチしたですね、情報化時代ですから、特にITの、Iターン、Jターンの来ていただくということが、もう常日頃から情報を新しいものに作り替えていただきたいなあというふうに感じましたので、一応私はそう受け取ったので、調べてみてください。確かそうだったんです。

そういうことで、その情報、どこですかね、パンフレットの中身がですね、もっと充実したものにしてもらって、この年金で暮らせるこの町も一部紹介をしながら、わかりやすい、ちょっと気になるのがですね、どうしても字が小さいんです。そこ辺を充分わかりやすいように、そして新しい情報を常日頃からチェックをして入れ替えたりしていただきたいというふうに思っておりますので、この2点目については、要望ということで質問を終わります。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 24番近藤今朝則でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

新市になって、早くも満1年を迎える私ども議会としては、合併議員在任特例による在任期間も、余すところ1年に満たない、いわば最終年度のもっとも重要な平成18年度本市当初予算審議の第1回定例会に臨み、私としては、常に市民生活の現実直視の政治姿勢を貫くために、毎回欠かさず一般質問を行い、市民の多くの声を大切に、その一つでも多くの結実化に努めることが、自らの何よりの責務であるという認識の下、今回もつたない質問ではありますが、次の3項目について市長ほか関係者に質問いたします。

質問の第1は、政治姿勢の問題としての、新市の基本構想、基本計画の早期策定及び新市建設計

画の年次別実施計画の策定についてであります。

新市の基本構想、基本計画の策定については、基本構想と基本計画は一体的なものでありながらも、基本構想については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て定めることになっていますが、基本計画については、地方自治法上の明文規定がないだけに、これまで旧市の場合、実質的に議会全員協議会で説明してきた経緯を踏まえ、新市においても、先の平成17年度第1回定例会での私の質問に対する答弁では、17年度策定作業を行っていく予定の中で、今回の策定に当たっては、これまで広く市民の皆さん方のご意見をいただいて策定された新市建設計画を基本として策定してまいりたいということですが、本市の財政事情が年々厳しくなる状況の中で、本年度予算編成方針も行革元年と位置づけられるなど、まさに財政再建団体同然のかつてない厳しい局面に直面し、すでに決定している新市建設計画に係る合併特例債による各種重点事業も新聞紙上によれば、本市は、この合併特例債も財政改革を急ぐ国の方針を見極めないと、合併特例債の発行に踏み切れないという状況にあるとは言われながらも、今後における後期過疎地域自立促進計画等の整合性を図る上においても、これが早期策定こそ何よりも急務であり、しかも、新市議会としては、議員在任特例期間の22ヵ月間の任期満了の最終年度として、ことさらに議員在任特例の趣旨、目的に沿っての、あくまでも新市建設計画の基本理念の実現に向けての責務は重大である。まして新市建設計画の重点建設事業についても、当該事業の概要、概算事業費も合併特例債、合併補助金の特別枠とする財源措置に盛り込まれている事業のみに適用されることなどから、仮に合併協議会が作成、決定された原案を合併市町村が変更する場合、合併市町村の議会が議決し、総務大臣及び都道府県知事に送付し、最終的に総務大臣は市町村建設計画を国の関係機関の長に送付する仕組みになっていることから、新市基本構想、基本計画及び実施計画の策定に係る新市建設計画の早期実現等の整合性を図ることが大いに望まれるだけでなく、本来の本市健全財政の基本に立脚し、毎年度当初予算編成時における的確な予算が組めるようにするためにも、また、一方、議会としては、いうまでもなく、係る予算の提案は、市長の専権であるだけでなく、議会の議決の対象とされる議決科目は款・項だけで、市長限りで決定し執行できる目・節は、執行科目の説明に過ぎないことなど、要は住民自治としての議会本来の機能を果たす責務の上からも、本議会との関わりはもっとも重大であり慎重に対処すべきことでもあります。

実は、私は、昨年第1回定例会での一般質問の中でも、新市建設計画同様に、本市総合計画と

される基本構想、基本計画及び実施計画の策定について、地方自治法第96条第2項の規定により、条例で議会の議決事項に追加指定すべきことであるが私の質問に対する市長の答弁でも、今後、他市の状況を見ながら検討してまいりたいということであり、また、実質的に、これまで同様に議会全員協議会において説明してまいりたいということではありますが、今般の本市行政改革大綱や基本プラン、総合計画などに市民の意見を反映する市民意見公募手続き制度の導入による、市民の意見集約の検討結果に待つところが大きであることなど、慎重に取り組まれていることであるにしても、新市基本構想、基本計画の早期策定及び新市建設計画の年次別実施計画の策定こそは、何はともあれ本市発展の根幹を成すもっとも重要な、避けて通れない、何よりも優先的な取り組みをすべきであります。お伺いいたします。

次に、質問の第2は、本市行政組織の問題についての、本市自治委員設置規則の見直し整備に伴う自治会活動の充実・強化についてであります。

新市になって、本市自治委員設置規則によって市政の円滑な運営を図るため、自治委員を置き、現在本市管内に184区域の自治会が設立される中で、旧市高田区域に109、旧真玉町区域に44、旧香々地町区域31の自治会の下に、自治委員各1人を当該自治会内の住民により推薦された者を市長が自治委員に委嘱し、この取り扱い事務を、市長が特に必要と認める事項に関することを含めて7項目にわたって明記されておる中で、市長が特に必要と認める事項に関することの想定として、本来、自治会は、地域の人同士が助け合って暮らしていくという精神を地域の中で盛り上げ、住みよい地域を築いていく大切な役割を担うことになる。つまり自治会組織こそは、地域におけるコミュニティ活動推進のための基礎的役割を担う組織であることに鑑みても、例えば、地域内にある資源の保護や活用又は独自の美化活動や、ごみの減量化の取り組み、防災・防犯・交通安全対策など、要するに、地域の諸課題解決への取り組みに携わるところの、地域活動の核となる組織として機能するためにも、今後は、従来の行政依存型の下部組織的な区制度のあり方を見直し、名実ともに、地域の人同士が助け合って地域を住みよくしていくという地域自治の存在が認証される、確かな市長の諮問機関としての役割を担う、自主的な活動目的、その運営方法を明確にする取り組みこそが緊要とされ、市としてもこの際は、地域におけるコミュニティ活動の基礎的組織の役割を担う自治会に対し、各種事業の取り組み、支援助成措置を行うことの自治会組織の充実整備に努めるべきであります。

ご案内のとおり、大分県においては、一昨年創設の道路環境美化ボランティア支援制度として、

国道県道の沿線で草刈などの清掃活動に、年2～3回、自主的計画的に取り組む自治会やボランティア団体に草刈などを行った面積に応じて、手袋や清掃用具などの経費(人件費は除く)を活動費として支給する制度について、各市町村を通じて活動団体を募り、委託料の形で経費を支給している現状の中で、新年度は、さらに、積極的に多くの自治会、団体に協力を呼びかけるとされているほか、大分市の場合も、市民協働によるまちづくりを進める中で、地域コミュニティの再生につなげるために、自治会の自主的な事業を助成する制度を設け支援するため、毎年の全市一斉美化デーの積極的取り組みのほかに、各地区自治会の清掃活動として、毎月第2日曜日を設定し、市が提唱する「きれいにしようえ、大分推進事業」に、市と合意書を結び、市から清掃用具などを借り、ボランティア保険にも加入、いっそう活動しやすい取り組みに努めている。また、中津市においては、合併特例による地域審議会とは別に、住民の声をしっかりと市政に反映する、一般住民による旧5市町村ごとに、合併後の市長の諮問機関となる地域自治組織の設置を目指し協議をしていることなど、まさに自助、互助、公助の連携の下、地方分権時代の今こそ地方自治の本旨に基づき、全職員を挙げて自治体行政の厳しい難局を乗り切っていく努力がなされておるようではありますが、本市も、新市の自治体組織として、現行の本市自治委員設置規則の自治会設置数に伴う管轄区域の一体的な自治委員としての業務内容等の抜本的な見直し・充実整備の取り組みこそ肝要であります。特に、昨今の少子高齢、核家族化社会の中で、今ほど、昔ながらの地域行事等の果たす役割が問い求められてるときに、これまで全盛期時の地域青年団、婦人会組織が衰退する現状の中で、いかに世の中は変わろうとも、地域に寄せる思いは誰しも変わることはない今こそ、地域づくりは人づくりと、地域づくりは人づくりからと言われているように、なんとといってもその地域の核となるのは、まさしく自治会活動を中心とした地域ボランティア活動にほかならず、要は地方分権時代における行財政改革の一大難局を乗り切るためにも、市行政の末端業務を掌る自治会組織活動に寄せる期待は大きいだけに、今後における本市自治会組織の再編計画に伴う業務内容の充実強化に向け、かえすがえすも、自分たちの地域は自分たちでつくり上げるといふ自治意識に根ざしたコミュニティ組織としての本市の自立のまちづくりを目指して、あくまでも受身でなく、現場主義に徹した各地区自治会活動の積極的な取り組み推進体制の確立に向け、最善の努力をすべきことではありますが、お伺いいたします。

最後に、質問の第3は、県との連携協調の問題についての、県道豊後高田安岐線河内地区管内の

森佐野地区境のふるさと林道豊後高田山香線起点、河内地区農免農道の河内大橋の交差点位置の道路改良舗装工事の早期完了及び小田原地区上村地域の急カーブ難所の道路改良舗装工事の早期実現方についてであります。

申し上げるまでもなく、本路線は大分空港県北テクノ道路であり、さらに国東半島の仏の里をキャッチフレーズとした貴重な国宝文化財等を擁する国東半島観光コースとして、いまや国道昇格を望むところの最重要幹線道路であって、これまで県の中長期道路整備事業計画の中で、すでにいち早い着工として、森佐野境位置の急カーブ道路改良工事については、完了途上において中断され、何年間もの放置の状況にあることは、いかなる理由があるにしても、これまでの着工経緯を踏まえ、早期完了に向けての強力な執行に努めるべき行政責任こそが問われることだけでなく、何よりも本市のイメージダウンにつながる由々しき問題であって、要は、県北中核工業団地等、まさしく交通の要所としての交通安全施設の管理の上からも、当該事業主体の県と一体となって、早期完了に向け万全を期すべきことでもあります。

また、小田原地区の魔のカーブの難所の道路改良舗装工事についても、事業主体は県であるにしても長年の懸案事業であるだけに、なんとしても当該工事実施計画に対する地元関係者の深い理解と協力の下、早期実現に向けて取り組むべきことでもあります。

特に、当該箇所は、本市が誇る日本三叡山の一つの、国東半島県立自然森林公園を標榜する西叡山自然森林公園一帯の高山寺、田染荘など新たに取り入れた、真木大堂、熊野磨崖仏、富貴寺観光コースを大きくする観光道路網の国東半島観光道路と称されている道路改良舗装工事の早期完成に併せての進入路線にもつながら、最も重要な本市観光行政の一環からも、まして、現状路線はこれまでも重大な交通事故の多発地帯として、何よりも優先的に早期道路改良舗装工事の実現こそは急務ではありますが、今後の取り組みについて、当該事業主体の県との協議を急ぎ、早期実現方について県・市・地元関係者が一体となって、最善の努力をすべきことではありますが、お伺いいたします。

以上、3点について、市長ほか関係者の明解なる答弁を求めるものであります。

○議長(近藤準三郎君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 近藤議員の政治姿勢の問題についてのご質問にお答えをいたします。

新市における基本構想・基本計画、いわゆる新市総合計画の策定状況につきましては、現在、庁内の関係各課によるヒアリングや検討委員会等を開催しながら、素案の取りまとめや内容の検討を行っているところでございます。通常、こうした基本構想・基本計画の策定にかなりの時間が必要

でありまして、今後につきましても、総合開発審議会の開催を始め、今回、新たにパブリックコメント等による市民の皆さん方からの広くご意見をいただく予定にしておりますことから、9月の議会までに提案ができるように努力したいとそういうように思っております。今後の策定作業、鋭意早く進めてまいりたいと思っております。

この新市における基本構想・基本計画につきましては、昨年の6月議会の中でもご答弁申しましたように、合併協議会や広く市民の皆さん方にご意見をいただいて作成された、新市のマスタープランであります「新市建設計画」これを基本にするということは、間違いありません。

議員ご指摘のように、本市の財政は、長期的な景気の低迷により、税収の伸び悩み、そしてまた、国の三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減などにより大変厳しい状況にあります。こうした危機的な財政状況の中において、今後は、行政改革大綱及び実施計画に基づいた行政改革を着実に実施しながら、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を図っていかねばならないと考えておる次第でございます。

特にこの行政改革期間内の5年間につきましては、新市建設計画で予定されています事業のうち、市民生活にとってもっとも必要とする最小限の事業のみを実施することといたしております。徹底した行革に取り組むことによりまして、行革期間の終了後には、何とか財政状況も持ち直してくると考えておるところでございます。計画されているその他の事業につきましても実施のめどがつくものと考えております。

なお、事業実施にあたりましては、合併特例債を活用するとともに、優良なる補助制度を併用するなどの工夫をしながら、計画期間内に実施できるように努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長 鷺海 豊君。
○総務課長（鷺海 豊君） 近藤今朝則議員の本市行政組織の問題についてお答えをいたします。

自治会長の皆様方には、市政全般にわたるご支援ご協力をいただき、また、地域活動では、自治会活動の中心となりご尽力いただき、大変ありがたく常日ごろより感謝申し上げてるところでございます。

議員ご指摘のように、本来自治会組織が地域のために自主的に活動していただく組織であるという意味合いにおきましては、ご案内のとおりでございます。さらに、独自の美化活動やごみ減量化の取り組み、防災、防犯、防火の活動など地域活動の核となる組織として機能していただきたいと思っております。

このような状況におきまして、自治会活動の充実を図る取り組みといたしましては、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯意識をもって、自主的な防災活動を行っていただく自主防災組織の拡充を図っているところでございます。

今後、合併当初市内の自主防災組織が組織されていた自治会は49.3%で県内平均71.98%を大きく下回る状況でございました。地域の安全確保及び近隣の連帯意識の向上のためには、自主防災組織の取り組みがぜひ必要との観点から、本年度自治委員会連合会を始め、地域説明会を重ね、現在79.2%までに組織率を上げることができ、県内平均を上回る状況にこぎつけたところでございます。

今後も引き続き自主防災組織の組織化を推進するとともに、すでに組織された自治会のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておきまして、新年度自主防災組織の活動に対する助成制度の予算を本定例会にご提案をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

また、高齢化問題や小規模自治会の抱える諸問題解消のためにも、そして組織の充実強化を図るためにも、議員ご指摘のように、自治会の再編統合は大変有効であると思っております。その推進にも努めているところでございます。

合併前、旧1市2町で209あった行政区を合併時には184自治会へと再編統合できました。その後、自治会長等への説明会を通して、一定のご理解をいただける状況にありまして、平成18年度末には、163自治会に再編が進む予定となっております。

今後も自主防災組織等の確立を図るとともに、効率的な自治運営が行えますように、自治会の再編等を通じて自治会活動の充実にも努めてまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。
○議長（近藤準三郎君） 建設課長 奥田秀穂君。
○建設課長（奥田秀穂君） 近藤今朝則議員の県道豊後高田安岐線の道路改良工事についてのご質問にお答えいたします。

県道豊後高田安岐線の改良工事のうち森地域につきましては、平成13年に着工され、これまでに全体事業の約80%が遂行されてきておりましたが、残す用地の一部において協力が得られず、工事が中断されております。現在、県におきましては、用地所有者との交渉と並行して、事業認可取得に向け、国との協議を進めているところであります。

また、小田原地域の急カーブ難所の道路改良工事につきましては、平成4年度に、道路機能の向上を図るためカーブ修正等の計画がなされ、工事説明会等が行われてきましたが、関係者の理解が

3月9日

得られず、現在に至っているということでございます。しかしながら、同箇所につきましては、横断歩道が設置されております。そのため、本年度に横断歩道付近にドライバーに対する注意喚起のための薄層カラー舗装や、警戒標識の設置、カーブミラーの取替え等、交通安全確保の対策が講じられることになっているとのことでございます。

議員ご指摘のとおり、これらの箇所につきましては、本市における主要幹線道路でもあり、今後県へ働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 再質問でございますが、ただいまの私の3項目に対する市長ほか関係者のですね、前向きな誠意ある答弁と受け止めまして、これ以上はですね、執行部のさらなる努力にご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（近藤準三郎君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） 17番香友会后藤龍太郎です。豊後高田市行政改革大綱及び実施計画案の中の、学校給食センター等の統廃合と調理業務の民間委託について、質問いたします。

現在、豊後高田市では、旧豊後高田市、真玉地区はセンター方式、香々地地区は自校方式で学校給食を実施しています。平成18年度に予定されている学校給食センター建設により、平成19年度中には、新しい給食センターより全小中学校に配送し、子どもたちに給食を提供すると聞いております。

そこで、豊後高田市行政改革大綱及び実施計画案を見ますと、平成21年度には、調理業務についても民間委託するとあります。財政面・衛生面等から施設を統廃合するのはいたしかたないところですが、わずか2年足らずで調理業務を民間委託するというのは、いかがなものでしょうか。

すべての民間業者がいい加減な仕事をするとは思いませんが、耐震強度偽装問題やBSE問題等々から一抹の不安は拭えません。食は人の生命に関わることです。行政の責任は大変重いものがあると思います。ましてや給食は子どもたちに関わることなので、安全でおいしいものを提供していただきたいものです。そのためにも、調理業務の早期民間委託については、慎重に検討していくべきだと思いますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 後藤議員の行政改革大綱に関わります学校給食調理場についてのご質問にお答えいたします。

市内に7箇所ある給食調理場につきましては、施設の規模や設備の問題などから、国の安全衛生基準をクリアすることができにくい状況であることから、統合して新しい給食センターを建設する

ことになり、昨年9月の定例会で設計等委託料の予算措置についてご承認をいただいたところであります。現在、給食センター建設に係る基本計画を策定中でありまして、平成18年度に建設を行い、平成19年度の2学期からの供用開始を予定しており、最終的には、行政改革大綱にありますように、調理業務を平成21年度から民間委託したいと考えております。

議員ご指摘のように、学校給食は児童生徒にとってとても大切なもので、何よりも安全・安心が最優先されなければならないことは言うまでもありません。民間委託した場合、この安全・安心が守られるのかということですが、予定している委託の内容は、調理業務のみでありまして、献立の作成、食材の調達や食材の研修などは、これまでどおり市の職員及び学校栄養職員が行います。

したがって、安全衛生などの管理監督に関する最終的な責任は市が負うこととなりますので、安全・安心な給食の実施を確保できるものと考えております。また、民間委託に際しましては、学校給食の重要性を深く認識し、自覚と責任を持って業務を遂行できる業者の選定に努めてまいりたいと思っております。このような状況でありますので、今後、保護者の方々を始め関係者と充分話し合いご理解をいただいた上で、予定しております平成21年度からの民間委託を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） では再質問いたします。

今年1月、私たち香友会は和歌山県有田市の学校給食センターを視察研修してまいりました。有田市の人口は約3万4,000人で、新しい学校給食センターができる以前は、7つの小学校は自校方式、4つの中学校はセンター方式で給食を実施していたそうです。豊後高田市と共通する部分が非常に多いところでありました。平成14年に総事業費7億6,750万円で給食センターを建設し、最大一日4,000食の調理能力を持ち、現在3,300食を作って小中学校に配送しているそうです。

調理員はどうかというと、当初は、30名いた調理員が現在18名で賄っているそうです。そのうち、市の職員は12名、パート6名ということでした。有田市も平成19年度に民間委託を計画していたそうですが、いろいろ問題があり、このままのほうがいいのではないかと、ただ今検討中であるということでした。

以上のことから、豊後高田市においても、5年ぐらいの時間をかけ、慎重に民間委託を考えていかなければならないのではないかと思っております。市の財政が厳しい中ではありますが、削るところは

削り、こういう子どもたちの食、命に関わるころには、お金を使ってもいいのではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

議員から先程お話がありましたように、食の重要性、それから安全・安心ということについては、私たちも十分に検討していきたいというように考えておりますし、先程申しましたように、業者の選定等につきましても、充分安心できる、信頼のおける業者の選定に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私の考えをとということでございましたので、この当面教育委員会の問題ですが、教育長からも前々からご相談はいただいております。で、行革以前の問題としても、やはり、これについては、民間委託等については議論をいたしております。そういう面では、私は教育委員会の意思に沿ってやっていきたいとそういうふう考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） 21年度の民間委託にあまりこだわらずに、慎重に検討していってほしいことを期待して一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 39番木村修一君。

○39番（木村修一君） 39番議席の木村であります。一般質問をさせていただきます。

その前に、一般問題になりました旧香々地町の固定資産税課税ミスで、市長さんを始め、関係者、議会、納税者の方々市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、私の質問事項は2点について、端的にお伺いを申し上げます。

1点目は、全員協議会で説明を受けました市行政改革大綱及び実施計画案についてであります。

行政改革の必要性を、財政状況に厳しさを強く謳っております。また、市長さんの提案理由の説明でも、財政状況を市民に理解を求めています。私たちは、合併前の研修会、説明会、また資料等で三位一体の行財政改革による効率化によって生み出される財源を、新たなまちづくりや産業振興のために重点的に投資することは可能になり、地域の中核となる質の高い施設の整備や大規模な投

資をする事業が可能になり、地域内の格差の是正に必要な社会資本の整備をすることが可能と説明を受けてき、また聞いてもまいりました。

合併前の財政シミュレーションを見ますと、平成29年頃までの交付税はほぼ横ばいですが、改革大綱では大きな減額がなされております。改革大綱の財政シミュレーションは、平成17年度交付税68億8,400万、平成21年度54億9,700万で13億8,700万の減で、旧真玉町、旧香々地町の受けていた交付税額以上の削減であります。公債費の元利償還金は待ったなし、市の依存財源が減る以上は、歳出を抑えなければなりません。高齢化が進めば扶助費は膨れ上がる、一方で公共事業など投資的な経費が抑制されてまいります。

以上の点から、過疎地域自立促進平成17年度から平成21年度事業費総額123億3,500万、またまちづくり計画、新市建設計画の重点事業はどの程度実施可能でしょうか。お伺いいたします。

質問事項2点目は、市内の土地改良区についてお尋ね申し上げます。

市内の土地改良区は旧豊後高田市に並石土地改良区、呉崎土地改良区、旧真玉町に真玉土地改良区、旧香々地町に石河内土地改良区、藤原土地改良区、後野土地改良区があります。土地改良区は農道や溜池など土地改良施設の維持管理のために、農業者を中心として受益者が組合員として設けております。現在においては、組合員の高齢化など取り巻く環境の変化、組織基盤の弱体化が進んでいます。その組織の強化や運営事務効率を図るために連絡協議会を設立して統合してはいかがでしょうか。合併となれば各改良区の資産、賦課金等の問題点があると思いますが、行政的に指導してはいかがでしょうか。

また、県に合併土地改良区育成強化事業として、合併団体に人材育成支援制度があるのではないのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 木村議員の、行政改革実施に伴う新市建設計画及び過疎計画の実施の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

先程議員からのご指摘もありましたけれども、私も合併する以前におきましては、合併すれば、合併が行革であるということで、合併すればよくなると、そういう国の方針の下にやり始めました。しかしながら、その後、三位一体改革等によりまして、合併しても、皆さん方にご説明申し上げましたように、行革をしなければやっていけないという状態になりました。まあやむを得ない国の方針でありますので、従わざるを得ないと思っております。

そういう中で、一番問題になりますのは、私どもは皆さんご存知のとおり、税収は18億、ほと

3月9日

んどが国の交付税で賄っております。そういう中で、交付税が約、一般歳入の7割を占めるという、これを削減をされるわけですから非常に厳しい状況にあります。その上に、もう1つ、私も今回の国勢調査で1,077人の減少がなりました。それにおいてもまた、この交付税というのは、人口によってくれる部分がございます。また減るといふそういう状況でございます。そういう面で、どういふふうにするかということは、皆さん方にご相談した行政改革であります。

この厳しい財政の中で行政改革を徹底してやっていくということで、その徹底した人件費や一般行政経費の抑制はもちろんのことですけれども、各種の事業についても、適切な役割分担を定め、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、ある意味においては、私もだけではなく、市民の方々にも痛みを分けてわかっていただかなきゃならぬだろうとそう思っているところでございますが、今後は、必要最小限の事業実施によりまして、最小の経費で最大の効果を上げるような取り組みを行っていかねばならないと考えております。しかしながら、このような大変厳しい財政状況の中ではありますが、小さくともきらりと光る新豊後高田市の新しい未来を築くためには、住民生活に最も必要であります、特に早急に整備をしなければならないもの、例えば、建設計画の中で最重点と挙げておりますケーブルテレビの整備や学校給食センター、そしてまた火葬場の建設といった新市建設計画に基づく重要な、そしてまた差し迫った事業については、この行政改革期間内であっても合併特例債を中心に優良な補助金など有効に活用しながら実施してまいりたいと考えておるところでございます。

また、徹底した取り組みを行う行政改革期間終了後には、財政状況も何とか持ち直してくると思っておりますので、図書館などの施設を始め、新市建設計画に予定されている市民生活に大切なその他の事業につきましても取り組みを行い、新市建設計画期間内に実施に向けて努力をまいりたいと考えておる次第でございます。

一方、過疎地域自立促進計画につきましては、過疎債を活用するという前提によりまして計画を立てたものでありますので、非常に多くの事業を掲載しております。しかし、ご案内のように、合併により県下のほぼ全域が過疎地域ということになってまいりました。そうしますと、今後配分される過疎債は減少が予想されるところでございますし、さらに、将来的に過疎債制度そのものが不透明な状況もあることから、今後この過疎計画に基づく事業につきましては、その内容について十分に精査しながら、国・県とも協議をし、何とか過疎債をたくさん取ってやっていく、そういうような状態でやっていきたいと思っておる次第でござ

います。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させていただきますのでよろしく申し上げます。

○議長(近藤準三郎君) 農地整備課長安部多喜男君。

○農地整備課長(安部多喜男君) 土地改良区の統合問題についてお答えします。

現在、本市には14の土地改良区がございます。高田地区が10、真玉地区が1、香々地区が3の土地改良区となっております。真玉地区におきましては、平成13年2月5日に4つの土地改良区が統合しました。ご承知のように、土地改良区は、農地や農業用水利施設の管理を主に活動しておりますが、ほ場整備や農道整備等の土地改良事業の施工においては、計画から実施に至るまで行政と密接に結びついて地域農業の振興に重要な役割を果たしております。しかしながら、議員ご指摘のように、近年、組合員の高齢化や後継者不足等が土地改良施設の維持管理に支障を来しており、さらに、賦課金や償還金等の事務においても、人材不足の土地改良区もあり、組織の運営が憂慮されるところであります。

こうした状況を踏まえ、大分県では、土地改良区統合整備基本計画を策定し、組織力の強化や迅速な事務処理、運営の合理化を図るべく、土地改良区の統合を推進しているところであります。

本市におきましても、この基本計画に基づき、各土地改良区の総会や理事長会等においても、機会あるごとに説明し、理解を求めてきたところではありますが、賦課金や財産、未収金等の難しい問題もあり、その解決策も容易なものではないことから、機運も高まっていない状況であります。

しかし、土地改良区の運営基盤の強化を図るためには、統合は必要と考えておりますので、今後とも統合に向け理解が得られるよう努力をまいりたいと思っております。

なお、議員からお話のありました、土地改良区の組織力強化や運営効率化のための協議会設置につきましては、統合に関する様々な問題解決を図っていく上にも有効な手段と思われるので、取り組みの方向で、県を始め関係団体と協議してまいりたいと考えております。

また、県単独の合併支援制度でございますが、現在はないと聞いております。

以上でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長(近藤準三郎君) 39番木村修一君。

○39番(木村修一君) 質問事項1点目につきましては、行政改革大綱にあります将来像の実現に向けて努力をお願いしたいと思います。

2点目の、土地改良区の負担軽減対策のために、ぜひとも統合に向けての行政の努力をお願いいたしますして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 10番明石光子君。
○10番（明石光子君） 10番明石光子でございます。通告に基づき3項目にわたって一般質問を行います。

初めに芸術文化振興の取り組みについてお尋ねします。

2001年に制定された文化芸術基本法を基に、大分県でも文化芸術振興条例を制定いたしました。基本法の中には、新進若手芸術家の育成支援や、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会の提供など、多彩な具体策が盛り込まれています。一口に文化芸術といっても、その幅はとても広く、歌や踊り一つとっても、歌謡曲や歌舞伎、日舞、洋楽やバレエなど、捉えどころのないほど大きな領域があります。豊後高田市でも草地踊りや真玉歌舞伎、市民合唱団そよ風などに代表される文化公演が市民の目を楽しませ、心を和ませてくれております。

バブル崩壊後の日本社会は、混迷を深めるばかりで、様々な要因が引き金となり、心を病んだ子どもたちや大人による痛ましい事件や事故が多発しております。そんな社会だからこそ、心豊かな国づくり、まちづくりを目指して、文化芸術振興基本法が制定されたと聞いております。

このことに触れて、バイオリニストの辻久子さんは、「子どものときに心に刻んだ感動は生涯の心の財産になる。本物の芸術に触れる機会がさらに広がることを願う」とコメントしています。

文化の力や芸術の力は、感性を磨き生きる力や元気を生み出します。先月の2月12日、西都甲地区公民館祭が地域おこしの一環として開催されました。一押しは、なんとと言っても地域の皆さんによる演芸会でした。とりわけ6地区の自治委員さんによる歌舞伎芝居は大変な盛況で、高齢者の方から子どもたちまでが感動し、場内は割れんばかりの拍手に包まれました。素人の演技にも心奪われ、涙したり爆笑するという感性こそが、いまの子どもにも大人にも必要だと思います。現在、多くの自治体で文化芸術振興のための施策が行われています。条例制定に対する見解も含めて、豊後高田市での取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、アーティストバンクの設置についてですが、豊後高田市には、文化人や芸術の達人、様々なアーティストが大勢いらっしゃると聞いております。これらの方々によりいっそう地域のために活躍していただける場を提供できる環境づくりについて、私は以前も質問をしてきた経過がありますが、なかなか具体策が見えてきません。

そこで、お尋ねしたいのは、市内で活動している文化芸術の達人の活躍の場を広く提供することが行政を通してできないかということです。

例えば、小中学校への訪問、福祉施設への慰問

活動、各種イベントへの出演等々、一般市民がより簡単に申請できてアーティストにとっても参加方法がよりわかりやすくなるよう工夫していただきたいと思っております。発表の場を求めるアーティストなどの送り手と、薰り高い文化や芸術を求める受け手が双方に情報を得やすくする。そのためには、まずアーティストバンクの設置が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

3点目は、感性きらめく芸術教育推進事業についてですが、大分県教育委員会は、新年度から小中学校の授業に芸術教育を取り入れると発表いたしました。ゆとり教育が叫ばれる一方で子どもたちの学力低下が問題となり、先生も、児童生徒も、常に高い目標に向かって努力を強いられるといった教育環境の中で、今回の感性きらめく芸術教育は、すべての教科の基礎となる、感動する心、知、徳、体のバランスが取れた子どもを育てる意味において大変にすばらしい教育だと思います。この事業についての取り組みと事業内容についてお尋ねいたします。

次は、少子化対策について4点の質問を行います。につきましては、この際取り下げをいたします。

初めに、不妊治療助成制度の期間延長についてお尋ねいたします。

不妊治療助成事業が、国が進める次世代育成支援の一環として平成16年度からスタートいたしました。この事業は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、臨時の特例措置として、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を対象者に助成するものですが、現行の制度では、体外受精、顕微鏡受精を対象に1年度当たり上限額10万円とし、通算2年となっています。

この制度については、私も再三質問をさせていただき、本市でも平成16年の10月から実施をされております。不妊治療については、かなり継続的な治療が必要なことから、国に対しさらなる支援策が求められていましたが、この度、平成18年度予算案で助成期間が通算5年に拡大をされました。本市においても、国の実施要綱に沿って助成期間を通算5年に拡大してほしいと願うところですが、これまでの実績と併せて見解をお尋ねいたします。

次は、出産育児一時金についてですが、健康保険法改正案など医療制度改革関連法案が2月10日に閣議決定をされました。この法案には、出産育児一時金の増額が盛り込まれています。その内容は、今年平成18年10月から一時金を現行30万円から35万円に増額するとなっています。これによって、政管健保は18年10月スタートとなる予定ですが、国保についても同時期にスタートできるように準備をお願いしたいと思っておりますが、お考

3月9日

えをお尋ねいたします。

3点目は、乳幼児医療費助成事業についてです。

子育て世帯の負担軽減策の一つとして、豊後高田市でも3歳未満の乳幼児医療費は無料となっていました。県は、今年10月から、通院医療費の助成対象を現行の3歳未満から就学前に引き上げるとし、新年度予算に約8億3,700万円の予算を計上いたしました。私ども県の女性局は、これまで、毎年、県知事に乳幼児医療費の就学前までの拡大を予算要望してきた経過があり、昨年12月には、広瀬知事から県としても非常に厳しい財政状況の中ではあるが、乳幼児医療費の助成対象拡大にはできるだけ努力をしたいとのご回答をいただきました。今回どのような形で就学前までに拡大されたのか、事業の内容と豊後高田市としての今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

最後は、スポーツ振興について3点質問をいたします。

1点目は総合型地域スポーツクラブの設置についてですが、いつでも誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむためには、スポーツを楽しむ環境づくりが欠かせないことから、国は2010年までに、全市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を推進しております。地域スポーツの拠点となるこのクラブは、これまでの学校や企業を中心としたスポーツのあり方を大きく変え、いつでも誰もがあらゆるスポーツを楽しめる環境を提供し、スポーツ人口の増加や高齢者や子どもたちの体力向上はもちろんのこと、地域活性化にもつなげることを目標としています。県内でも、生きがいづくりや防犯にも役立てたいと、現在各地で設置が進められていますが、豊後高田市の取り組みについてお尋ねいたします。

2点目は、スポーツボランティア登録制度についてですが、生涯スポーツを目指す中で、これまでの「する」「見る」に加えて、最近では「支える」スポーツにも注目が集められています。定年退職をした中高年層の方たちが、自らボランティアとして志願し、スポーツを支えるケースが各地で進んでいます。本市でも、仏の里マラソン大会等では多くのスポーツボランティアの方たちによるコース上での給水接待など、まさに支えるスポーツの取り組みは進んでいます。資料によりますと、新潟県上越市の教育委員会が2004年にスタートさせた「スポーツボランティア登録制度」によると、募集するボランティアは3種類で、1つは、市や地域などが開催するスポーツイベントの運営をサポートするイベントボランティア、2つ目は、スポーツ教室などで指導や補助をする運動普及ボランティア、3つ目は、グラウンド、コートを整備や体育館施設の清掃管理をする施設管理ボランティアの中から選んで応募する。もちろん重複も

可能となっていて、これまでに121人が登録し、年齢層は21歳から80歳まで幅広く、このうち、約9割が50歳代から60歳代で占められているということです。

年齢を越えて心身の健康維持するためにも、国を挙げて生涯スポーツ振興の取り組みが進む中、新たな支え手を育成するためにも、スポーツボランティアの登録制度をスタートさせてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目は、リーダーバンク制度についてですが、スポーツやレクリエーションなどの適切な指導や助言ができる指導者を登録し、地域や団体などからの要請に応じて紹介する制度で、スポーツリーダーの多岐にわたる人材が登録されることで、よりいっそうスポーツを安心して楽しむことができるものと思いますが、見解をお聞かせください。

以上で、初めの質問を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 明石議員の、少子化対策についてのご質問にお答えをいたします。

わが国の出生児数は、一貫して低下傾向が続いておりまして、少子化社会へ急速に進んでおり、厚生労働省が発表した人口動態統計によりますと、日本全体でも2005年は、死亡者数が出生者を上回って人口の自然減が始まったと報じられております。この背景には、晩婚化や未婚化による出生力そのものの低下はもとより、就労環境の変化、さらには、家庭や地域での子育て力の低下が大きな原因ではないかと考えてるところでございます。

このような状況の中で、本市におきましては、子どもが健やかに生まれ、育つための、子育て支援社会の構築を図るための各種の取り組みを行っているところでございます。とりわけ、根本となる子どもを産みたいという切実な願いに対する施策は、少子化対策の重要な課題の一つであると考えておることから、先程議員ご指摘のように本市でも不妊治療費助成事業を実施してきたところでございます。不妊治療につきましては、個々に異なりますが、成果があると私も認識しております。しかしながら、治療が長期間に及ぶケースもあるということで、現在の国や県、本市が実施している助成期間では必ずしも充分でないという意見も多くあると認識しているところでございます。現在、国におきましては、助成制度の期間を2年から5年に延長する方針を打ち出して、県におきましても同様な改正を新年度から行うように準備をして聞いておりますので、本市におきましても、制度の期間延長を行ってまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費の助成事業についてでございますが、この事業は、県の補助要綱に沿ってこれまで事業実施をしたところでございます。議員ご指摘のように、今回、大分県では少子対策

の充実を目的に制度の改正を行うことを打ち出したところでございます。今回の改正によりまして、対象者にとりましては、新たに一部負担が生じるものの、全体的には対象者が広くなり、子育て中の家庭への経済的支援につながるものと私も考えておりますので、本市におきましても、県の要綱に沿った形で制度改正に取り組んでまいりたいと考えてる次第でございます。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。
○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。
○教育長（都甲桂一君） 明石議員の芸術文化振興並びにスポーツ振興の6点にわたります質問にお答えいたします。

まず、芸術文化の振興施策についてでございますけれども、ご質問のように、芸術文化は人々に感動や安らぎをもたらす、生きる喜びとなり豊かな人間性や創造性を育むとともに、豊かな感性を育ててくれます。また、芸術文化に触れることで共感する心を通じ、人と人とを結びつけ、理解しあい、交流の輪が広がり、それが個性豊かなまちづくりにもつながり、社会全体の活力を高めていくものと思っております。

当市でも、市民の文化芸術に対するニーズに対応し、公民館等を拠点とし、様々な文化事業展開しておるところであります。また、芸術文化ふれあい事業の推進により、市民の芸術文化に触れる機会の拡充、促進及び意識の高揚を図るため、オーケストラ、ミュージカル、歌舞伎等の観劇に対するチケット購入費の助成も行っているところであります。併せて、これまで市内においてもミュージカル等を開催する中で、日ごろ触れることのない優れた本物の芸術にも鑑賞の機会を提供しているところでございます。

なお、芸術文化ふれあい事業のチケット助成の利用状況につきましては、昨年度豊後高田市において293件の助成で、内容といたしましては、歌謡コンサート等が大半を占めておりましたことから、今年度は歌舞伎、オペラ等の伝統的な芸術及び舞台芸術を対象に実施し、2月末現在で101件で、ジャンル別には、演劇、ミュージカル等及び歌舞伎が大半であります。また、旧真玉議事堂をミニコンサートホールに改修することにより、地域の伝統芸能文化の、練習、公演会場として利活用し、後継者育成にも努めたいと考えております。

さらに、市内で活動するアーティスト等の活動の拠点とし、各種イベント等にも活用できるよう整備し、芸術文化事業の推進に寄与してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

なお、県の文化振興条例に基づく市の条例制定につきましては、県の事業等を有効に活用する方向でありますので、現段階では考えておりません

が、今後研究してまいりたいと思います。

次に、アーティストバンクの設置についてお答えいたします。

アーティストバンクの設置についてでございますが、合併に伴い、新市には、すばらしい資質や技能を有する人材が多く存在すると考えられます。本年度の事務改善の提案で、人材バンクの設置が採用され、現在、各課が業務上把握している各種専門分野のカリスマと呼ばれる人材及び団体の情報、又は職員が個人的に有している情報を集約し、一元管理することにより、今後の行政サービスに広く活用するための人材バンクシステムの構築に向け取り組んでいるところでございます。

現行では、庁舎内での各課及び職員からの情報のみであり、個人情報保護の観点から、本人の意思確認を行ったうえでの運用となっておりますが、18年度からは、市報や市のホームページを活用する中で、広く市民一般からの自薦、他薦を問わずに、情報の提供を受け付ける方向で検討を進めているところであります。

人材バンクの活用につきましては、公民館教室などの生涯学習の場における講師としての活用を始めとし、ゲストティーチャーとして学校に派遣することで、児童生徒に身近な本物の技能を体験する機会を設けるなど、様々な方策が考えられます。また、学びの21世紀塾における講師としての活用も見込まれ、子どもを含めた中で市全体としての生涯学習の機運を高められるとともに、活性化にもつながり、第2第3のカリスマとしての人材の育成にも寄与されることが予想されます。

ご質問の、アーティストバンク及びスポーツリーダーバンクの設置については、本人材バンクのジャンルの一つとして対応できるものと考えております。なお、今後の行政全体を見据えた中での有効的な活用も見込めることから、ぜひとも人材バンクシステムの早期構築に向け取り組んでいく所存でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、3点目の、感性きらめく芸術教育推進事業についてでございますけれども、議員ご指摘のように知、徳、体の調和の取れた人間の育成や地域の伝統文化やふるさとを大切にす心の育成が求められており、県では感性きらめく芸術教育推進事業について、推進地域を募集し、感性豊かな児童生徒の育成を目指しているところであります。本市は、太鼓や歌舞伎、神楽、豊後浄瑠璃、草踊り等伝統文化の宝庫でもあり、各幼稚園、小学校、中学校でも、太鼓や琴の和楽器を使った学習も行っており、ぜひともこの事業に取り組みたい旨を県教育委員会に伝え、音楽の分野での2年間の指定を受けたところでございます。

この事業の概要を大別すると2つありまして、その1つは、県内の和楽器演奏者や民謡の歌い手

等によるコンサートの開催や、子どもたちによる郷土音楽の演奏発表会の開催であり、もう1つは、小中学校での郷土の音楽や民謡を和楽器で演奏したり合唱したりする授業の研究を行うことでもあります。

実施にあたっては、小中学校の音楽担当で組織する音楽部会が担当し、市内全小中学校を対象といたしております。2年間の授業が子どもたちにとって有意義なものになるよう取り組んでいきたいというように考えておるところでございます。

次に、スポーツ振興の中の総合型地域スポーツクラブについてでございますけれども、本市のスポーツは、市の体育協会を始め各支部や各種スポーツ団体などが中心となって振興を図ってきたところであり、各種競技スポーツにおいては、一定の成果を上げてきたところであります。これまでのスポーツに対する市民の認識は、行政やスポーツ団体がしてくれるものという考えがあり、既存の団体や組織による、どちらかといえばスポーツをしている人だけを対象とした活動にとどまっていたのが現状です。近年の生活様式の変化や健康志向の高まりの中、生活の質を高め、健康で充実した生活を生涯にわたり送ることは、すべての市民の願いであります。このような現状に対応するため、現在、教育委員会では豊後高田市スポーツクラブ(仮称)の本年度中の設立を進めているところでございます。

このクラブの概要を申し上げますと、1、生涯にわたっていつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができる環境を市民自らつくり育ていくことにより、健康な生活を送ることができる。

2点目として、地域の様々な技能を持った会員を活用するなど市民主体の運営を行う。

3点目として、地域に根ざした息の長いクラブとして存続させるため、クラブマネージャーを配置し、受益者負担の原則で行う。

4点目として、多様化、高度化する市民の欲求や変化に柔軟に対応するスポーツ活動等を提供することで、潜在的なスポーツ人口の掘り起こしを行う。であります。

この事業は、少子高齢化、健康増進や福祉の充実、生活の質の向上や地域づくりといった課題の解決について、将来を見据えた新たなスポーツ振興を図るための取り組みでございますので、議員を始め市民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

次に、スポーツボランティア登録制度についてでございますけれども、今後クラブを運営するにあたり、イベントやスポーツ教室の開催、クラブの運営には、指導者やスタッフが必要であり、市体育指導員や競技団体の方々に指導や運営に当たってもらおうと考えていたところであります。

議員ご指摘のように、中高年の方で指導やクラ

ブの運営に参画願えれば大変ありがたいこととあります。現在、運営委員会を開催し、クラブ設立に向け準備を行っておりますので、議員ご指摘の件につきましても、取り入れるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、リーダーバンク制度についてのご質問でございますけれども、このリーダーバンク制度は、議員ご指摘のように、スポーツをしてもらいたい、スポーツの怪我の予防や健康、体力づくりの方法を知りたい、トレーニングの方法を聞きたい等、市民のニーズに応えられる体制を整備しておくことであります。市も生涯学習課が主管課となり、人材バンクを立ち上げたところであり、来年度大分県広域スポーツセンターもリーダーバンク制度をスタートさせる予定であります。

教育委員会といたしましては、市の人材バンクや県のリーダーバンク制度を活用していきたいと考えていますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 子育て・健康推進課長小野俊久君。

○子育て・健康推進課長(小野俊久君) 少子化対策について、お答えします。

不妊治療費助成制度のこれまでの実績といたしましては、平成16年度に4件、平成17年度は、年度途中ではありますが、現在まで2件の申請に対して助成を行ってきたところでございます。

続きまして、乳幼児医療費助成事業についてお答えします。

この事業は、これまで県の補助要綱に沿いまして、3歳未満児までの通院、入院、食事療養費等、そして未就学児までの入院と食事療養費を助成対象として実施しているところでございます。

大分県は、少子化対策の充実を目的に制度の改正を本年10月から行うことを打ち出したものでございます。今回の改正内容といたしましては、まず、通院医療費の助成がこれまで3歳未満児であったものを、未就学児まで引き上げること。次に、これまで助成対象であった入院時の食事療養費を廃止すること。そしてこれまではなかった自己負担金を導入するという3点でございます。

今後、詳しい内容についての説明会が開催されると聞いておりますので、それを受け、県の要綱に沿った形での制度改正に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 保険年金課長脇谷道男君。

○保険年金課長(脇谷道男君) 明石議員の、少子化対策の中で出産育児一時金についてお答えいたします。

現在、国において公的医療給付の見直しが進め

られており、少子化対策として、現金で給付している出産育児一時金を引き上げることが国会で審議中です。出産育児一時金の改正内容につきましては、平成18年10月から現行の30万円から35万円に引き上げられる予定でありますので、今後、国保運営協議会で審議をいただき実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 10番明石光子君。

○10番（明石光子君） ただ今、市長より少子化対策につきましては、大変に前向きなご答弁をいただきまして、感謝を申し上げます。

芸術文化振興につきましては、中央公民館あるいはまた地区公民館での文化活動を始め、新たに真玉にミニコンサートホールを整備して、伝統文化芸能を始め多くのアーティストを育成し、市民の目を楽しませてくれるものと期待をしております。ちなみに平成18年度文化庁予算では、非常に厳しい財政状況の中で、1,000億円を上回る文化庁予算が確保されております。今後、人材バンクとして広く文化人、芸術家、アーティストあるいはまたスポーツボランティア等の登録をいただき、学校教育を始め市民の要望に応じていただければ芸術文化振興を通して市の未来に、新市の未来に希望あふれる地域づくり、人づくりも可能だと考えるところであります。今後の人材バンクの活用に期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 暫く休憩をいたします。

午後は1時から開会いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（近藤準三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番山田秀夫君。

○6番（山田秀夫君） 6番山田秀夫でございます。一般質問を行います。

まず、自立支援の医療費の申請状況についてお尋ねをいたします。

いよいよ、本年4月1日より、障がい者の自立支援法が施行されます。この法律は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて、障害保健福祉施策として導入された支援費制度により充実してまいりました。しかし、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障害者種別ごとに縦割りでサービス提供がされており、施設、事業体系がわかりにくく利用しにくいこと。サービスの提供体制が不十分な地方自治体もあり、必要とする人たちにサービスが行き届いていないこと。また、支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが厳しくなっていること等、こうした制度上の課題を解決し、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、よりいっそう

の推進を図るためにできた制度であります。

その中で、市町村等が行わなければならない責務として、障がい者が自ら選択した場所に居住し、また、障がい者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の関係機関との緊密な連携を図り、必要な自立普及及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと、また、障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと等の責務があります。

そこで自立支援給付の中の自立支援医療費の申請状況についてであります。

支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、市町村等に支給申請を3月31日までに提出しなければ新しい制度を受けることができません。いま現在、本市において、自立支援医療費を受けておられる方がどれくらいおられるのか、また、どれくらいの方が今までに申請にこられておられるのか、更生医療、育成医療、精神通院医療ごとにお願いをいたします。

次に、今まで行政として、どのような方法で対象者やその保護者の方々や、また、対象となる関係の医療機関にお知らせをしてこられたのかも併せてお尋ねをいたします。

次に、市町村の地域生活支援事業についてであります。

本市として行う事業として、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業であります。手話通訳等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がい者等の移動を支援する事業等が、本市においてはどのように行っておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、市町村障害福祉計画についてお尋ねをいたします。

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス相談を支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること、当該計画においては、各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策等を定めることになっておりますが、本市の状況についてお尋ねをいたします。

次に、本市のホームページ等の活用についてお尋ねをいたします。

豊後高田市行政改革大綱及び実施計画案が出されております。その中に、市報への有料広告記載、掲載を公募し、広告料収入を図り、新たな財源確保に努めるとありますが、この制度の概要や取り組み状況についてお尋ねをいたします。

また、本市のホームページをアクセスしてみますと、私が、2月23日現在で、本市は16万1,7

3月9日

08件のアクセスがあります。隣の宇佐市では27万9,105件、隣接してる杵築市では5万3,901件で、その1週間後に3月の2日でもう一度当市とアクセスしてみますと16万5,354件でこれを1週間で割りますと1日平均約520件が当市をアクセスしております。これをまず1年に置き換えますと、約19万件の方が市外県外を問わず当市をアクセスすることになります。

ちなみに、群馬県の太田市では、昨年の12月よりホームページの有料広告を掲載して、年間108万円の収入を見込んでおります。太田市によると掲載するのは、パナー広告と呼ばれ、6枠で1枠の大きさが縦15.6ミリ、横31.1ミリで、料金は月額1万5,000円で、長期契約割引があり、半年で7万5,000円、年間で15万と試算してあります。ほかにも公用車や封筒に有料広告を導入しているところもありますが、ぜひ当市においても、財源が厳しき折、税外収入の確保のためにも有効だと思われませんが、お考えをお尋ねをいたします。

次に、教育関係についてお尋ねをいたします。

まず、小学校にスムーズに入学するための児童の対応についてお尋ねをいたします。

当市は市立の幼稚園や保育園が統廃合されてきております。今までは、地域によっては、付属の幼稚園があって小学校の生徒と園児との交流は密に図られていたと思われまして。最近、全国的に小学校の現場では、児童に基本的な生活習慣が身につけられていなかったり、幼稚園、保育園と、小学校との違いに順応できずに授業に集中できない子どもが急激に増えているなどの課題がマスコミ等で報じられております。

当市ではどのような対応をされているのか、またそのような児童や生徒がおられるのかお尋ねをいたします。

次に、小中一貫教育についてお尋ねをいたします。

先日、大分合同新聞に掲載されましたが、小中学校の教員が、垣根を越え互いの学校で授業する、県内では初めての取り組みを本市はいたしております。県教育委員のモデル提案型市町村教育改革推進支援事業として、市内6つの中学校区で教員が乗り入れ授業を2学期から実施しています。教員免許の問題もあり、県教員事業による来年度までの特例措置となっております。中学校進学と同時に、子どもたちは勉強や生活環境が大きく変わります。段差を少しでもなくそうと考えるとそうでありまして。子どもたちには先を見越した勉強のきっかけにしてほしい、小中学校の教員が互いにそれぞれの実情を肌で感じ、課題を理解しあうのも目的というふうに報じられております。小中学校の教職員が互いの授業を見ることは、資質向上にもつながる。小中連携を将来につなぐために各方面に

働きかけたいということで、大分合同に語っておりますが、これは、小中一貫教育を視野に入れたお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、学力の維持向上だけでなく、豊後高田市で安心して子育てができ、安心して子どもを預けられる教育環境をつくりたいと言っておりますが、具体的にはどのような環境づくりなのか併せてお尋ねをいたします。

次に、学校給食センター等の統廃合と調理業務の民間委託案が行政改革大綱及び実施計画案に出されています。学校給食に対するニーズは多様化しており、学校給食を抱える課題も解決するためにも、新しい給食センターの整備が重要であると思われまして。しかし、市の財源の状況は厳しく、従来以上の、より効率的な運営を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用して、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進が必要であると考えます。

より安全・安心な学校給食を実現するためにもPFI方式を導入してはどうかと思っておりますが、教育長のお考えをお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 山田議員の、教育問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学校にスムーズに入学するための児童の対応についてでございますけれども、議員ご指摘のような現象を小1プロブレムと言い、精神的に幼いために、学級という集団生活になじめなかったり、学校生活のルールが理解できなかったりすることから、授業中に席を立って歩き回ったり、騒いだりする現象が起こるといわれています。平成12年前後から、都市部の小学校の先生の間で学級の課題として指摘されるようになりました。本市の小学校ではそのような現象は見られませんが、学校生活を送る上でのルールやしつけを児童に認識させるよう、保護者と連携して指導に当たっているところでございます。

また、本年度から2年間、県から幼少連携推進事業の指定を受け、夢いる幼稚園と桂陽小学校の間で、幼児期の教育と小学校以降の教育との適切な連携のあり方の研究を進めてきているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、芋ほりや七夕飾り作り、遠足等での交流会や、小学校の学習内容である、お店屋さんごっこへの参加、市内の小学校を訪問し、交流校では授業を体験するなど、計画的に学校生活に触れさせ、基本的な学習のルールや生活の決まり等を園児に意識させることができました。特に、学校訪問では、授業に参加した園児のほうから児童に関わろうとする姿が見られ、より小学校への期待や入学への憧れの気持ちが高まり、園活動に規律が生まれたとの成果

も報告されています。

来年度につきましても、幼稚園と小学校にとって、より効果的な交流の方法や内容を検討するとともに、教育課程に基づいた連続性のある年間計画を作成し、幼児期から学習規律や集団生活のルールを意識した指導を行ってまいりたいと考えています。

次に、小中連携の事業についてお答えいたします。

この事業は、県が今年度モデル提案型市町村教育改革推進事業を募集し、本市がそれに応募し支援をいただいた事業でございます。この事業の目的は、小学校から中学校に進学する際、学習面及び生活面での段差を解消し、子どもたちが中学校に進学するときに、楽しく学び生活するとともに、確かな学力を保障するための小中の連携のあり方を推進する。また、小学校、中学校の教職員が授業交流することにより、お互いの利点を取り入れる等、教職員の指導力の向上を図ることです。

小1プロブレムや小中学校の段差等も、幼少、小中、中高、それぞれの連携ができれば解決できる問題も多く、幼稚園から高校までの指導内容、指導方針の一貫性や教職員間の情報交換が必要と考えているところであります。来年度もこの事業がいつそう充実するよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に3点目の、安心して子どもを預けられる環境づくりについてでございますけれども、私は、地域の子は地域で育てることが原則と思っておりますので、この豊後高田市で生まれた子どもがこの地ですくすくと成長し、無限の可能性に挑戦できる教育環境を整えるとともに、保護者にとっても安心して子育てができる環境をつくってまいりたいと考えています。

具体的には、幼児教育において遊びを通して自立性や社会性を養い、幼稚園での生活ルールやしつけが身につく指導体制を整えていきます。

学校教育におきましては、基礎学力の向上や心の教育、健康な体づくりに重点を置き、習熟度別少人数指導や、TT指導、命を大切にす道徳の授業、部活動の充実等、個々人の夢がかなう教育環境を整えていきます。

さらに、もっとも大切にしなければならないのは、子どもの命であり、保護者や地域の方々の協力を得て、豊後高田市教育スクラムプロジェクトやスクールガードリーダー、スクールガードの取り組みを継続して行い、安心して通園、通学ができる環境を作っていきたいと考えていますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

次に、給食センターの整備についてでございますけれども、学校給食センターの建設につきましては、先程後藤龍太郎議員にお答えいたしました

ように、現在、基本計画の策定作業を行っており、平成18年度開始後早急に実施設計を行い、その後、建設に着手し、年度末の完成を予定しているところであります。

議員ご指摘のように、PFI方式は、公共施設の整備運営を行ううえで有効な手段の一つであることは理解できますが、平成18年度の国庫補助金及び起債の要望もすでに行っているところであり、今からPFI方式を活用して事業を行うことにつきましては、困難な状況でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 山田議員の、障害者自立支援法について、まず、自立支援医療費の申請状況及び関係者への周知方法についてお答えいたします。

障害者自立支援法につきましては、ご案内のように、障がい者の制度格差の解消及び地域生活と就労を勧め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度の下でサービスを提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続きなど地域生活支援事業、サービスの整備へのための計画の作成、費用負担などを定めております。議員ご質問の自立支援医療費受給者の申請状況は、更生医療受給者につきましては、57名であり、現在25名が申請済みでございます。育成医療受給者は8名であり、現在3名が申請済みであります。精神通院医療受給者は259名であり、現在160名が申請済みであります。自立支援医療費の支給は、県が指定をした指定自立支援医療機関での医療が対象となります。したがって、周知等につきましては、県と連携し、対象者及び医療機関へ通知を行っているところでございます。

次に、地域生活支援事業の内容についてのご質問でございますが、障がい者の各種生活相談を始め、手帳交付、日常生活用具の給付等の生活支援を行っているところでございます。

また、障害福祉計画についてであります。障害者自立支援法第88条に、その作成が義務付けされており、本市におきましても平成18年9月末までに作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 総務課長鷺海 豊君。

○総務課長(鷺海 豊君) 山田議員の、市ホームページ等の活用について、税外収益の件でございますが、お答えいたします。

午前中、市ホームページの中において、各課で対応する部分がございますが、吉高議員のご指摘がありましたことにつきましては、早急に対処し

ていきたいと思えます。

現在、市のホームページには市民生活や観光情報のほか、イベント等の告知とその日に行われた行事の様態を、今日の出来事を掲載し、スピーディーな更新に努めております。特に今日の出来事につきましては、昨年11月よりリニューアルし、これまで月単位の出来事としてまとめておりましたものを日単位に分割し、その日の様態をトップページに掲載するなどいたしまして、民間大手検索サイトのようなトピックス形式を用いて、見やすく目を引く構成に努めているところでございます。

具体的には、大晦日からの初詣の様子や、本年の元旦に行われましたロマン蔵での行事、その日のうちに更新するなど、取材即更新に努め、市内外の方々に少しでもリアルタイムな情報を提供できるよう、インターネットの利点を最大限活用し、IT社会の進展を考慮した広報戦略活動を行っているところであります。

この今日の出来事につきましては、市民の皆様からご好評いただいております、更新した日にお礼の電話をいただくこともあるなど、身近な行事の様態がホームページに掲載されるということが市民の方々に周知されつつあります。

ホームページが市民の皆様により親しみやすいものとなることで、行事告知や他の情報についてもアクセス件数の増加が図れるなど、相乗効果が期待できるものでございます。

有料広告についてでございますが、本定例会での当初予算でご提案申し上げましたとおり、本年4月実施を目的として、市報豊後高田に有料広告制度の導入を予定しております。制度導入にあたりまして、県内で実施している自治体が多かったこともあり、全国先進地の約80自治体に照会をし、研究に努めたところでございます。

当市の有料広告制度の概要についてでございますが、1点目として、収入増により発行経費の節減を図ること、2点目としまして、市内各分野の産業の振興を図ること、3点目として、良質な商品、サービス等に関する情報を市民に提供すること。これらを目的としております。実施時期につきましては、平成18年度当初予算成立後4月号の市報で公募を行い、6月号から掲載したいと考えております。掲載ページにつきましては、市報発行の目的や市民への情報提供の重要性や、広告主の確保性も考慮し、当面は必要最小限としたいと考えておりますが、広告掲載依頼の状況によって柔軟に対応できるよう措置したいと考えております。

次に広告の企画及び広告料についてでございますが、2種類の企画を予定しております。縦48ミリと横80ミリの広告を第1号広告としまして、広告料は掲載1回につき2万円、その半分に当た

ります、縦48ミリ、横90ミリの広告を第2号広告とし、広告料は1万円といたしたいと考えております。

なお、広告掲載回数は、公平性を担保するため、同一申込者につき原則として、年3回までとしております。

いずれにいたしましても、広告掲載を理由として市報のページ数を増加させることなく、当初の目的を達成できるよう努めてまいります。

議員ご質問の、ホームページのパナー広告についてでございますが、県内では数市町村で検討しているようでございます。しかしながら、まあ現在実施しているのは、大分市のみとお聞きしております。インターネットへのパナー広告になりますと、その対象がワールドワイドになることが考えられます。そのため、まずは市報への制度導入を図り、その状況を見ながら、今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 6番山田秀夫君。

○6番（山田秀夫君） 再質問を行います。

まず、自立支援の医療費の申請状況ですが、更生医療が57名中25人で約27名がまだ未申請、それから育成も5名、それから精神の通院医療の申請者が約99名まだ未申請というふうにお聞きをしました。もう後、日にちがもう数日、数十日しかございません。この方たちは、大変まだ一般の方たちに比べてそういうもの手続き等はすごく疎い面がありますので、ぜひですね、一人ずつにいま受給をされてる方が更新できるようにですね、一人ずつしてほしいんですが、その辺の後残された方たちの対応についてどういふふうなお考えを持っているのか、お尋ねをいたします。

それと、今度申請する場合に、関係の医療機関が必ず1つ明記されなければならないようになってます。例えば病院、クリニック、通所、デイケア、それから薬局とか訪問看護事業者等が今まで利用していたら、その利用してるところも書かないと、この医療機関が欠けるとそこが利用されないというふうな大変厳しい申請状況になってますんで、その辺の指導徹底ですね、実際に出された方もそういう漏れがないのかどうか、という形はどのようにチェックされてるのか、その点をお尋ねをいたしたいと思えます。

それと、障害福祉計画の内容について質問しましたが、9月末までに作成を予定してる。この福祉計画は4月からということになりますと、4月からですね、9月まで今までのサービスはそのまま継続して受けられるのかどうか。この計画が進まない限り予算も出ないと思うんですが、その辺の今まで9月作成するまでは、今までどおりのサービスが確保できるのかどうかお尋ねをいたしたい

と思います。

次に、市報の有料広告についてですが、1万円と2万円とありますということですが、これの採算性はどのように考えておられるのか。また、今後ホームページ等ですら有効活用についての基本的な姿勢を併せてお尋ねをお伺いをいたしたいと思っております。

それと教育関係ですが、中高一貫教育の考え方は、いま先程教育長からお答えいただきましたが、例えばですね、科目ごとにですね、中高一貫で9年間で、例えば、英語なら英語を9年間でどのように仕上げていくのか。例えば中学レベルの数学や理科を、小学校の段階で小学校から教科の担任制を導入したらどうかという動きが全国的にも出ております。今までの6・3制ではなくてですね、4・3・2制で区分する教育内容を導入する考えなどはおありなのか、その点を併せてお尋ねをいたします。

それと学校給食のお答えですけれども、私が平成14年の3月にですね、PFIの導入についてお尋ねをすると、市長がこのように答弁をさせていただいております。「PFI方式による公共施設の建設については、若手職員による地域政策研究グループで研究させており、今後、庁内に正式なプロジェクトチームを設置して、引き続きPFIについて研究をさせていきたい」というふうにお答えになっておりますが、今のどうも答弁ではですね、もう今からでは遅いというふうに私ちょっと聞こえたんで、それまでにですね、それ前にこういうふうに提案をして市長もそういうふうプロジェクト組んで研究させますというふうにお答えをいただいているんですが、実際に研究をしたのかどうか。それによって、今のやり方が正しかったのか。その辺をちょっと重ねてお尋ねをいたします。

○議長（近藤準三郎君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 山田議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、未申請者につきましては、個別対応を図り、申請漏れがないように対応したいと考えております。また、特に、障がい者に配慮した対応していきたいというふうを考えております。

また、障害福祉計画との関連でございますけれども、現行どおり対応していきたいと思っておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 山田議員の、再質問で市報の有料広告の採算についてでございますけれども、現在、掲載を予定しておりますページの1段を広報単価で割り戻しますと、約6,000円になります。採算性は確保できると考えており

ます。全戸配布という、他の媒体にない利点を考えた場合、広報の広告を掲載されるサイドにとりましても、魅力の高い、しかも財源的にも効果が期待できるんじゃないかということで考えております。

次に、今後のホームページの有効活用の基本姿勢でございますけれども、現在、昭和の町でレトロカーレンタルイベントが実施されておりますけれども、これにつきましては、現在、東京とか大阪方面から予約が入ってるとのことでございます。これらの方々はそのほとんどが市のホームページを見て知ったということでございます。現在ホームページには、レトロカーイベントの告知はもちろんですが、その初日の模様も掲載しております、実際の雰囲気を感じていただこうと、広報を行ったところであります。今後におきましても、紙媒体とは違い、印刷を持つ必要もなく、データの更新のみで閲覧することもできるという即効性もありますし、また、日本全国どこに住んでいても閲覧できるというワールドワイド性もございますので、これらの利点を活用して、市内外に情報発信に努めていきたいと思っております。広報の広という字が広いという意味と併せまして、効果という意味合いも兼ね、広報というようなことで進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 学校教育指導室長早田義司郎君。

○学校教育指導室長（早田義司郎君） 山田議員の、小中一貫教育についての再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、小学校からの英語教育や教科担任制の導入、発展内容の指導等が全国の小学校でも行われております。本市におきましても、小学校の英会話の指導者として2名を配置し、総合的な学習の時間の中で英語に親しむや、中学校からの英語教育の素地を培うことを目的に、英語教育を実施しているところであります。

また、指導要領に示された内容以上の学習も発展的な学習として指導できることも可能でありますし、教科担任制もより専門的な指導者による授業が行われるということで、すばらしいことだと考えているところであります。

本市も2学期から小中連携の乗り入れ事業を実施しておりますし、理科や社会科など教科においては教科担任制を取り入れている学校もあります。

また、6・3制については、今のところ維持するという方向で考えております。

いずれにいたしましても、変わる社会に変わらなければならない教育、学校ということを提唱しております、教育改革を断行しているところでありますので、各学校の創意工夫した取り組みを期待しているところでありますので、ご理解をお

3月9日

願いたいします。

○議長(近藤準三郎君) 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長(鴛海 豊君) 答弁漏れでございますが、PFI方式の関係でございますが、これにつきましては、これまで若手グループで調査研究してきたところでございます。これにつきましては、やはりメリット、デメリットの部分がございます。そういうことで、結果としてまだ結論が出てない状況でございますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 6番山田秀夫君。
○6番(山田秀夫君) いまPFIの導入のことで総務課長から答弁がありました。私もこの給食センターでですね、どういうところが全国で行われてるか調査をいたしました。今ですね、まず仙台市の、新野村学校給食センター整備事業とか、千葉県では大宮学校給食センター、それから鳥根県では、八雲村学校給食センター設備事業が行われてますし、香川県では宇多津町が行っております。

で、PFIを導入したメリットとしてですね、多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができた。良質な施設が職員の意欲を高めた。給食センターは通常夏休み等は閉鎖しておいたにも関わらず、センターの職員が提案により、その時期も学童保育施設に給食を提供することにより、地域のサービスのレベルが向上したとか、それから事業費の削減を実現できた。それからPFI事業では、すべての物品の調達民間と民間の間で取引になり、すごく行政面では価格が大幅に低下したというふうなメリットがあるというふうに言っております。

で、デメリットとして何かという部分ではですね、デメリットは今のところ見当たりません。でも、自動化した調理器具のちょっとした不具合がこれまで数回生じましたが、施設の運営は止まるようなことのような大きな問題は発生しておりませんというふうに、私が調べた段階そうだったんですね。

いま、若手のプロジェクトの部分はメリット、デメリットがあるというふうにありましたが、もう一度ですね、この部分をもう一度検討してみてください。で、私がやはりこれは皆さんの市民の税金の下で建っていくわけですから、用意周到した部分で、ぜひ建設のほうに向けて進んでいっていただきたいなと思っております。これは要望で終わりたいと思っております。

終わります。

○議長(近藤準三郎君) 20番川原直記君。
○20番(川原直記君) 20番川原直記でございます。

今までの一般質問の中で、数名の議員と重なる

部分がありますが、私なりに行政改革大綱についてお尋ねをしたいと思います。

16年2月の新市合併計画の財政シミュレーションにより、新市になったほうがよりよい財政になり、市民サービスの向上になるということで、合併がなされてきました。しかしながら、国、県、社会情勢、三位一体改革等々で、現実ではとても以前のような夢を描くことが困難な情勢になってきております。

3市町の市民は、合併にそれほど大きな期待はしていなかったかも知れませんが、これほどまでに、いろんな意味の予算カットすることばかり続いて、予想外のことで戸惑っているのが現状だと思っております。

今議会前に説明を、全員協議会で改革の説明を受けましたが、2年前と現在、また、国勢調査で人口減になったことでどのような狂いが出てきたのか、数字を示して今一度ご説明いただきたいと思っております。

また、大綱の中で、将来職員数が300人程度となっておりますが、その数の根拠となるものはなんだったのか。また少数精鋭、人事評価等で給与等の格差も考えているのか。民間企業と違って営業やそういった成績が出にくい仕事でございますので、人事評価の基本となるものはどういうものなのか、現段階でわかっていれば、お知らせ願いたいと思っております。

それから予算の効果額、算定についても、毎年同額計上ということの項目が多いようにございますが、そういった真意は数字を合わせるためにそうなったのか。そのような効果しか期待できないのかということも併せてお聞きします。

また、起債の繰上償還という段がありまして、数字的には100万円以下のことになっておりますが、現状の財政難の中でですね、そういったことが可能なのか、その辺も聞かせていただきます。

また、質問要旨の中にありますが、給食センター方式から民間委託となっておりますが、今後県が進める地産地消や、これから大事だろうという食育との兼ね合いはどうするのかを、後藤議員の質問の中にもありましたが、今一度お答えが願えればと思っております。

また、昨年6月、私の質問でも申しましたが、地域消防団の減員をするということで、合併協議会で決まったことだということでありましたが、今後、急速に高齢化が進む中でですね、そういった、わざわざ減らさないでも、その辺の団員の減員は、どっちかちゅうと募集をするような状態になるのではないかと考えております。そういったことで、そういった地域の防災等、特に火災遠隔地におきましては唯一の頼りでございますので、その辺を今一度、地域性を考えた取り組みができるのかをお尋ねしておきます。

いずれにしろ、改革の大綱にありますように、表紙にありますように、計画、実行、検証、見直しというサイクルで行くのでありましようが、まあ市民の不安が少しでも拭えるのなら、そういった説明をお願いしたいと思っております。

1回目の質問終わります。

○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 川原議員の給食センターに関わることにお答えいたします。

新しい学校給食センターの建設に関する経緯及び民間委託の考え方につきましては、先程申し上げたとおりでございます。調理業務だけを委託するもので、管理業務など基本的なものはこれまでどおり市が行います。

議員ご指摘のとおり、近年、食育の重要性が強く叫ばれておりまして、本市におきましても学校給食を通じ、児童生徒の成長に不可欠な要素としての食生活の大切さを学んでもらうため、学校栄養職員による実物の食材を使った食の指導を随時実施いたしております。

また、毎年実施しています家庭教育学級、これは年6回開催しておりますけれども、この中にも必ず1つの講座として、食の講座を入れまして、保護者に対する啓発も行っているところでありますし、これも継続して行ってまいりたいと考えております。

今後も農家等との交流、収穫体験、あるいは郷土料理実習の体験学習等推進し、食の大切さを理解してもらうよう努めてまいりたいと考えております。

民間委託にすることによって、食育の推進ができにくくなるのではないかとということですが、先に述べましたように、調理業務だけを委託するものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 川原議員の、行政改革大綱についての中での2年前の合併シミュレーションとの大差についてのご質問にお答えをいたします。

行政改革大綱及び実施計画に掲載しております財政計画につきましては、経常収支比率や起債制限比率など財政の弾力性を明らかにするため、市税や地方交付税など一般財源をベースとした計画となっております。

一方、2年前の新市建設計画の財政シミュレーションについては、旧1市2町の合併前と合併後の新市の財政規模などが比較しやすいように、国、県の補助金など特定財源を含めた総額での計画となっております。そこで、新市建設計画分につきましても、一般財源の額で比較をして見ますと、

この中で大きな差が出ているのは、地方交付税と臨時財政対策債によるものでございます。

その大差の要因は、合併前の新市建設計画では、平成15年1月時点の内閣府の試算に基づき地方交付税の推計を行っております。また、この時点では、臨時財政対策債は制度がそのまま存続するものとして推計を行ったことと、今回の行政改革大綱の財政計画では、平成17年1月時点の内閣府の試算に基づき推計を行っておりますので、地方交付税と臨時財政対策債が新市建設計画策定当時の予想をはるかに上回る大幅な減少となったことによるものであります。

例えば、地方交付税の試算では、平成16年度から平成19年度の減少率を見ても、マイナス13.3%と、新市建設計画作成時の内閣府の試算値マイナス6.4%を大きく上回っております。さらに、臨時財政対策債も平成19年度から制度が廃止されることとなったところであります。そのため、行政改革大綱に基づく財政計画の期間である平成17年度から平成21年度の5年間を比較した場合、一般財源で約53億円の差が生じたものであります。

新市建設計画の策定当時は、市町村合併が究極の行政改革であるという認識のもと、合併をすれば現状の財政運営が維持できるものと考えていたところであります。しかしながら、現実の問題として、合併後も国の財政悪化を背景にした三位一体改革など、地方交付税が極端に削減されるなど、市の財政状況は極めて深刻化してまいりました。そのため、さらなる行政改革を進めていかなければならない状況となり、現在その取り組みを強化しているところでございますので、なにとぞご理解とご協力をお願いする次第であります。

もし1市2町が合併をせずに単独で行った場合であります。平成17年度で見ますと、地方交付税が約3億3,000万、国、県の合併補助金が約2億3,000万など交付されませんので、さらに厳しい財政状況が続いていたものと考えております。

次に、起債の繰上償還が可能かというご質問にお答えいたします。

起債の繰上償還につきましては、制度的には可能でございますが、政府資金につきましては任意の繰上償還の場合、原則として、利子相当分を保証金という形で支払わなければならない、繰上償還財源の確保など、なかなか実施するうえにおいては厳しい難しい状況でございます。しかしながら、譲渡や用途廃止などで財産処分等を行うものにつきましては、無償による譲渡など個々のケースにより保証金の支払いが免除される場合がございます。例えば、今回実施いたします施設の無償譲渡に伴う繰上償還につきましては、国との協議が整い、保証金については免除されることとなっております。

3月9日

ります。

また、政府資金のほかに、市中銀行などから借り入れている縁故資金につきましては、相手方との協議が整えば繰上償還が可能であり、保証金などはございません。

起債の繰上償還につきましては、公債費や起債制限比率の抑制など、後年度にわたる財政負担の軽減につながります。したがって、金利の高い起債などにつきましては、繰上償還に必要な財源の確保を図りながら、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 川原議員の行政改革大綱についてのご質問で、職員数の適正人員等についてお答えいたします。

まず、職員数の適正人員等についてでございますが、消防職員を除いて、人口100につき1人を目標といたしております。したがって、合併後の人口が約2万6,000人でございますので、消防を除く職員数として260人以内の256人を目標値といたしております。これに消防の50人を含めると306人となりますので、平成17年4月1日現在の職員数である407人から、101人の削減を10年間の目標とさせていただいております。

なお、このように限られた定員で効率的、効果的な行政運営を実現するためには、おのずと職員の少数精鋭化が、今後これまで以上に求められてまいります。そのため、従来から実施している研修やその他の人材育成制度を体系付けいたしまして、それらを定めた人材育成基本方針を本年1月に策定したところでございます。ご質問の人事評価制度につきましても、その体系に含んでおりまして、制度の導入に向け、今後研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、効果額の算定についてでございますが、先日お配りいたしました豊後高田市行政改革大綱及び実施計画案に記載しておりますとおり、平成17年度を基準として対比した差額を効果額としておりまして、その試算要件といたしましては、現在の社会経済情勢が概ね現状のまま継続することを前提とした試算をいたしております。

具体的には、物価、賃金水準、契約金額、その他試算に用いる諸条件の変動が、取り組みのものを除きましてはしないものとして計算をしたものでございます。そのため、計画期間中の効果額が、毎年度同じという計画にしている取り組みもございます。ただし、その取り組みによる変動による数値につきましては考慮いたしております。例えば計画案の給与改定や給与カットの効果額につきましては、定員適正化の取り組みにより、削減する職員数を考慮し試算していますことから、毎

年度同額ということにはなっておりません。また、10万単位ということで四捨五入して整理している都合上、計画案の、例えば一般職の通勤手当の見直しの取り組みなどは、定員適正化の取り組みによる影響を考慮いたしておりますが、毎年度同額の表示となっております。

ご説明は以上でございますが、この計画に計上している効果額は、目標値でございます。今後は、先程議員もご指摘ございましたように、この計画案を着実に実行し、住民福祉の向上のために、その目標達成に努めてまいりたいと考えているところでございます。議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 消防長安藤義文君。
○消防長（安藤義文君） 川原議員からの消防団の減員の再考について、お答えをいたします。

現在の消防団の組織につきましては、高田方面団が8分団31部、真玉方面団が3分団16部、香々地方面団が5分団14部、合計16分団61部となっております。消防団組織の再編につきましては、それぞれの地域にお伺いし、消防団幹部の方々に合併協議会で決定された再編の方針を再度説明させていただき、分団・部の統合をお願いしているところでございます。

分団の統合につきましては、ほぼご理解をいただいたところであり、高田方面団を8分団から5分団に、香々地方面団を5分団から3分団に、真玉方面団につきましては、合併前に4分団から3分団に統合ができておりますので、合計11分団となる計画でございます。

団員の削減につきましては、議員ご指摘のとおり、特に重大な問題であると考えておりますので、地域性等を考慮し、消防団幹部と十分な協議を行いながら進めているところでございます。

今後の再編方針といたしましては、60歳定年や欠員不補充を基本としていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 20番川原直記君。
○20番（川原直記君） 先程から説明を受けましたが、今朝の大分合同にも載っていましたが、豊後高田市の新年度の予算が13%増と。それから、今日じゃなかったかもしれませんが、ケーブルテレビやいま言った給食センター等で数億円ということで、市民から見ればですね、えー、そんなにたくさんお金があるんやなあちゅうような観点になってることは間違いないと思っておりますし、自治体のそういった前年度対比というのは、非常に市民にとっては分かりづらい面も多いかと思っております。

そういったことで、住民の説明や広報による詳

しい、いま言ったような三位一体改革等々、財源の減った理由を市民にぜひですね、分かりやすい形でお知らせ願えられる方法をまた考えてほしいなと思っておりますし、先程来申し上げましたように、少数精鋭も厳しい現状だと思っておりますし、執行部並びに職員の方々にも大変な犠牲をはらわしているようなことになっております。

また、そして、先程起債の繰上償還のときに、最初にお聞きしたらよかったですけど、地方債、特に利率がですね、年5%以内ということで書いとるんですけど、現実に5%になっとるのが多いのか。それとまた、実際どのくらいなのか。また、それより低いなら、各起債ごとにパーセントを記入する方法も今後は必要ではないかと思っておりますので、その辺分かると利率があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

また、消防団の減員のほうですが、皆さん地域の方は唯一の頼りだと思っておりますので、市長を始め、また今後ともさらなる努力をいただきまして、極力団員の確保に努めていただきたいと思っております。

以上で、いま言う公債費の利率等で分かることがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からちょっと、今回の平成18年度の予算の伸びが13%だという、高いんじゃないかという話をちょっと皆さん誤解があるかもしれませんが、ちょっとお話ししますと、17年度は、合併したのでおよそ何も大きなものはしないという前提で当初予算を作っております。そういう面で、大分合同新聞に合併特例債を使っていないところということで、その代表で豊後高田市が出ました。それは、合併債がどうなるか分からんから使わんという話をなりましたが、そうじゃなくって、平成18年度からきちとした形で皆さんにご審議いただいて新規事業もやろうということで、そういう面でありまして、だから一般的には140億から150億というのは、この私どもの予算としてはそんなに高くないという。そういう面でもよそと比較をしていただければ分かると思えます。

そういう面で、今回の予算も、いかに合併特例債を使うかということと、補助金を使うかという、そういう面で見ただけだと、起債が増えて、それから国の補助金が増え、県の補助金が増えるというそういうことの中で、我々としては一生懸命になってやったつもりでありますし、そういう面で、新規のものが、まだこの中には火葬場を入れていませんけれども、そういう面ですということになります。

そういう面で、皆さん方が、少ないのに13%伸びとるというんじゃないくて、昨年度はそういうことの中で、ほとんど新規事業はご存じのように

入れてなかったという、そういう面で18年度から、これから新規事業をやっていくけれども、こういう事態になりましたので、行革期間については、もうどうしてもやっていかなきゃならんものだけやっていこうという、そういうようなものでやるわけでありませぬ。

私からちょっとそのことを、皆さん方にお知らせして、市民の方からも言われましたら、そういうことをお伝えいただきたいという気がいたしましたので、ここでたつて言うわけです。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 川原議員の再質問にお答えいたします。

先程の5%の関係でございますが、これは上限をお示しいたしておるものでございます。特に市中銀行等におきましては、そのときどきのプライムレートの金額によりまして金利が設定をされますので、一応上限5%という形でお示しをいたしております。また、現在5%以上の借入分についてはございません。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） それでは、いま5%以上はないということですが、私の聞いたかったことは、現実にはどのくらいやったのかちゅうことでお聞きしたいと思いますし、今後、ここに利率をざっと書いてありますが、地方債借りるときに、起債をするときに、何種類かあってパーセントが違うけんもうそれだけで書いとるんか。その辺だけお答えいただければ。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 川原議員の再々質問にお答えをいたします。

地方債の借入れの率の関係でございますが、縁故債資金等につきましては、大体2%から3%前後であります。それから政府資金につきましては、いま2%以下の借入れで現在行っております。ただ、先程も申し上げましたように、その年のプライムレートとの関連で利率が変動してまいりますので、先程申し上げましたように、上限を設けておるところでございます。

それから、その起債銘柄ごとの利率表示というのは、非常に内容でも複雑になりますので、いま5%という形でもう全体でお示しをしております。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 5番の岡部心介でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、行財政改革についてであります。

新年度から新市建設計画に伴います給食センター、あるいは今回上程されておりますケーブルテレビ事業案を始めとした大型事業が今後、計画立案されていくこととなりますが、振り返ってみますと、これまで真玉町時代でも、公共事業につきましては、事前に町民への十分な説明もなく、議会で短時間に可決し、後で箱物等の内容について住民が知るといのが、ほとんどのケースであったように見受けられます。

それで、すでに県では、平松知事の時代に、これは県民の批判の声に伝えるためかとも思われますが、平成16年より、予算要求前に事業実施計画の必要性を検討する評価制度を導入し、金額3億円から20億円については課長部会が、また、20億円以上については、市民有権者の参加による事業事前評価監視委員会を設置し、より透明性、公開性を高める取り組みがすでに行われております。

今申し上げましたように、これから大型プロジェクトが企画されていく中で、本市におきましても、市民有権者が入ったこのような事前評価制度を導入し、その意義、目的、効果など、あるいは審議内容の計画の全容をあらかじめ市民に説明する、より開かれた事前評価制度の改革が求められていると考えますが、その意向について伺います。

また、行政改革大綱につきましては、経費の節減、合理化として公用車の削減とあります。一方、本市が掲げた目玉削減の1つとして、市長特別職及び職員の給与削減案は、大体言うならば、どこの県下の自治体でも行われているものと比べると平均的なものであり、特に特徴的なものではありません。多くの市民がさまざまな負担増に苦慮し、サービス低下の痛みを押し付けられている中で、私は、この際、市長専用車500万円以上もする高級大型黒塗りの公用車は、右肩上りの経済成長時代の遺物であり、権威主義の名残ではないかと思っております。

行財政改革の効率化に取り組むなら、この部分も聖域とせず即刻廃止し、燃費のよい職員公用車で対応すべき、代用できるのではないかと。そうすることで、市民に改革への意気込み、職員に対しての範を示すことになり、影響は大なるものがあると思えます。この点につきまして市長の見解を伺います。

また、改革の目的は、この大綱には市民福祉の向上とあります。この改革をこれから進めることで、どのように福祉の向上を図っていくのか、今後の具体的ビジョンについて、行革大綱の発表と併せ、市民により分かりやすい形で明示すべきと考えますが、その意向についてもお伺いします。

さらに、この改革案作成にあたっては、懇話会やパブリックコメント制度で市民の声を聞いたと説明がありましたが、市民からは、その中で具体

的にどのような意見が出され、この中の改革案にその意見が反映されたかについてお伺いをしたいと思えます。

次に、入札制度改革についてでございます。

今年度は、当初は、日本国内を見ても、道路公団によります橋梁談合事件、これはなんと2003年、2004年の2年間で253億円もの公費の無駄、支出が発覚したという談合事件に始まり、年度末には、防衛庁の米軍基地建設工事をめぐる談合事件、これは30年前から談合が行われていたことが明らかになっております。また、新たに、最近では、法務省発注の東京拘置所などの新築工事に談合の疑いがかけられております。まさに日本全国で官製談合が常態化している現実を見せつけられた1年でありました。

国の財政が逼迫している中、いまだに不当なやり方で税金を食い物にするゼネコン業界と、それを容認するどころか、誘導する官の体質には憤りの念を禁じ得ません。そして6月議会の質問でも取り上げましたが、談合の温床になっているのが、指名入札制度にあるのは明らかであります。県は既に談合防止の観点から、1億円以上の公共工事については、要件設定型の一般競争入札制度を導入しております。そして全国的にも、この一般競争入札に変える自治体がますます増加をして、経費削減に実績を上げております。

本市におきましても、透明・公平性の確保、経費削減の観点から、一定額以上の大型事業については、県のこのような例に見習い、一般競争入札制度に変えるべきと考えますが、見解を求めます。

また、第1回の定例議会6月議会ですが、建設課長は私の質問に対し、「第三者機関による監視委員会の設置は必要な制度と認識しており、研究していきたい」と答弁されております。この間どのような研究がなされたか、その結果と今後の方針についてお伺いをしたいと思えます。

次に、コミュニティバスの導入についてでございますが、これも第1回定例会でプロジェクト推進課長は、「新市建設計画に記載されたコミュニティバスの導入については、新年度、一部でも実施できるよう検討」と答弁されておりますが、新年度の実施計画の見通しについて、お尋ねをいたします。

次に、通学区の弾力化制度の問題につきましては、これまで毎回議会で取り上げてまいりましたが、この度、大分市教委が小中学校選択制の導入にあたって、市民の声として、全域では子どもの安全対策に支障が出かねない、あるいは子どもと地域とのつながりが薄れる、学校間の格差、歪が生じるなどの声が、検討委員会や市民、意見公募から上り、また市長有志の会は、市民が制度の是非を判断するのに必要な情報を公開すること。すでに実施している自治体の評価について充分検

証し、慎重に議論をし尽くすよう市教委に要望書を提出しております。

本市におきましても、このようなさまざまな負の側面を持つ制度につきましては、今回設けられましたパブリックコメント制度などを活用し、市民や学校現場の声に耳を傾けるべきではないでしょうか。その点につきまして見解を求めます。

次に、小中学校における始業前の朝読書についてでございますが、先日の社会文教委員会の学校訪問でも、毎日実施している学校からは、落ち着いて授業に集中できるようになったといった効果の報告がございました。もちろん学校任せじゃなく、これは家庭でも習慣づける工夫が大切と考えておりますが、子どもの活字離れや読解力の低下が問題になってる中、豊かな人間性、想像性を培う観点からも、まず学校で朝読書の取り組みは大変有意義と考えますが、本市内における学校の実施状況等、今後の学校への指導推進につきましては、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

議会運営の効率化につきましては、これは、合同新聞の平成15年7月11日付けの大分市議会での内容につきまして記述がございました。見出しとして、「執行部は本当にやっているのか。調査研究する、今後検討する、お役所答弁を追及」への記事に共感して、今回取り上げました。

これは、当時の大分市議会一般質問において、市民クラブの議員から調査検討すると答弁した事項は、議会で再度質問しなければ結果報告や中間報告がないと。執行部の姿勢を質し、また自民党の議員からも、執行部答弁がこの点でおざなりになっている指摘がありまして、執行部はその非を認め陳謝しております。

私どもも、議会運営の効率化の観点から、質問が重複しないよう気を使っているつもりではございますが、執行部も議会運営の効率化に協力する姿勢を示すべきではないでしょうか。その意味から、検討調査しますと答弁した内容については、年度末までには議員に何らかの回答、あるいは中間報告を知らせるシステムを設けるべきではなからうかと考えますが、その意向についてお尋ねをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 岡部議員の教育問題2点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず、通学区の区域の弾力化についてでございますけれども、昨年6月の定例会で議員のご質問にご答弁申し上げたとおり、市の総合教育計画審議会での答申を受けて通学区の弾力化を実施したものであり、旧真玉町・香々地町においても、地区説明会や合併協議会だよりを通して周知を図ったものでございます。

先程、議員は、負の側面を持つと言われました

が、私はそのようには考えておりません。よって、議員ご指摘のパブリックコメントを実施する考えはありませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、小中学校における朝読書の推進についてでございますけれども、議員ご指摘のように、朝読書の取り組みは大変有意義な取り組みであり、市内の多くの小中学校で実施をしているところでございます。今後もこの取り組みを継続し、読解力の向上が図られるよう指導してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 岡部議員の行政改革についての、事前評価システムについてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問の、事業の費用対効果に対する事前審査など、いわゆる政策評価や行政評価などの現状でございますが、国では、平成13年に行政機関が行う政策の評価に関する法律を定め、各府省など行政機関ごとに政策評価に関する事前評価及び事後評価などを行い、さらに特定の政策分野に偏ることがないように、政府全体としての統一性の確保や総合的な推進を図る見地から、総務省におきましても評価を行っております。

ただし、事前評価につきましては、評価に必要な政策効果の把握の手法、その他の事前評価の方法が開発されているもののみを対象といたしております。

また、大分県におきましても、議員ご案内のように平成14年度から事務事業評価を導入し、平成16年度から政策施策評価を導入しているところでございます。しかしながら、これらは事後評価でございます。議員ご質問の事前評価につきましては、まだ導入をしていないとのことでございます。

本市におきましても、事前評価の導入につきましては、さらなる事務コストの増大が予想されますので、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 岡部議員の行政改革大綱の公用車の管理等について、お答えいたします。

まず、公用車の管理等の状況についてでございますが、合併に伴いまして廃車した台数が8台、売却した台数が同じく8台でございます。現在管理してる公用車の台数は、普通車が7台で、内1台が貨物車、小型自動車が36台で、内28台が貨物車、軽自動車が31台で計74台でございます。公用車の管理方法でございますが、真玉庁舎に配置している14台及び香々地庁舎に配置しています9台につきましては、それぞれ地域総務一課と地

3月9日

域総務二課で集中管理をいたしております。高田庁舎が管理してる51台の内8台は、企画財政課で集中管理をしております。その他は、各所属課等で管理いたしております。

今後は、事務処理の効率化と管理コストの軽減の面から、高田庁舎で管理してる公用車につきましても、行政改革大綱の実施計画に基づきまして、集中管理の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、市長車についてであります。現在使用しております市長車は、旧豊後高田市が平成15年に購入したものでございまして、2月末日までの走行距離は7万1,355キロでございます。市長車につきましては、県庁を始め県内外での会議等について使用いたします。一般職員の公用車は、市内運行が主であるのに対しまして、市長車は長距離運行が多くなりますので、安全性を重視いたしまして、現行どおりの使用をいたしたいと思っております。

次が、行政改革大綱の目的等についてでございますが、まず改革の目的についてでございますが、昨日、議員の議案質疑の際にご答弁いたしましたとおり、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。また、常に組織及び運営の合理化にも努めなければなりません。行政改革では、このような費用対効果を考えた経費節減や組織等の合理化などが主な取り組みとなりますが、この取り組みによって財政の健全化等が図られ、もって住民の福祉の増進のための施策が展開できるものと考えられます。

具体的には、現在のところは新市建設計画などでお示しいたしているとおりでございます。今後、現在策定に向けた作業をしております新市の基本構想、基本計画などで改めてビジョンをお示しすることとなります。

次に、市民の方のご意見等についてでございますが、ご質問の民間有識者の方などで構成される行政改革推進懇話会や市民意見公募手続きで出されたご意見等と計画案への反映状況につきましては、お手元にお配りしておりますとおり、資料にその主なものを記載しているとおりでございます。

次に最後に、7の議会運営の効率化についてお答えします。

このことにつきましては、平成16年7月に、合併を前にして新市の議会運営等の調整に関する協議を行うことを目的に設置されました「合併に伴う議会運営調整会議」において協議がされているところございまして、その協議内容は、豊後高田市議会関係例規集先例集に掲載されておりますとおり、議会における検討事項に係る処理結果及び方針の提出については、在任特例期間後の議会

において執行部と協議するものとする決定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 建設課長奥田秀穂君。
○建設課長（奥田秀穂君） 岡部議員の入札制度改革についてのご質問にお答えいたします。

まず、一般競争入札制度についてであります。現在のところ制度の実施については考えておりません。

次に、第三者機関による入札監視制度についてお答えいたします。

これまで、県下各市の第三者機関の設置状況の調査を行い、各市の状況を把握したところでございます。その結果、県下では1市が設置しており、2半期ごとに開催を行うようになっております。

本市の工事発注件数、規模等及び他市の設置状況を見たときに、現時点において喫緊に本制度導入は要しないものと考えているところであり、今後については、電子入札システム等も含め透明性、公平性の確保ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） プロジェクト推進課長青野素久君。

○プロジェクト推進課長（青野素久君） コミュニティバスの導入について、お答えを申し上げます。

コミュニティバス等の交通施策に関しましては、市長が提案理由説明の中で申し上げたとおりでございますが、新年度、地域交通会議において協議していただくことにいたしております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 再質疑を行います。

ただ今、教育長から学校弾力化につきまして、大変見事な、木で鼻をくくったような答弁がございましたけれども、まったくいまこの弾力化については問題がないと認識だから、市民に声を聞く必要もないと答弁がありました。もう何度も取り上げてきましたが、臼野小学校の今のような事態は何も問題ない事態というふうにお考えであるとの大変驚きました。これまでの計り知れない教育的効果、希望が叶った親からは喜ばれているという、自画自賛の答弁ばかりが続いております。この制度が抱えている大分市民の方々から切実な要望が出されている声、これ私と本当に共通する思いでございますが、まったく問題ないとして、市民の声に耳を傾けようとならないこの姿勢は大変な問題であると思えます。

この小泉構造改革によりまして、官から民への規制緩和、市場化、市場原理第一主義の流れの中で、社会的な格差の拡大、大きな歪がいま、大きな社会問題になっております。この弾力化の制度

も一種の規制緩和、学校同士を競わせようとする競争原理の導入であります。この制度の持つ、先程申し上げたような負の側面に目を向けていかなければ、今後も、いま、日本が抱えている同じような事態が、私はこの高田の教育界でも、教育界の中でも拡大していく懸念が大いにあります。再度の市民の声を聞くように検討を強く要望するものであります。

それから朝読書の取り組みについてであります。大変大事だから取り組みたいという答弁がありました。私は実施状況がどうなってるのかと。例えば毎日やってるところが何校で、週1回が何校で、その時間は何分ぐらいかというふうな具体的な実施状況をお尋ねしたかったのですが、答弁がありませんでした。再度お願いをしたいというふうに思います。

それから、この行革の事前評価制度の導入につきましては、大変この外の風を入れるということは、いま非常に大事なことではなからうかと思っております。そしてその内容を市民にあらかじめ公開し、説明していくということをお尋ねしたんですが、大変事務コストがかかるという答弁がございました。実際にこれを開設すれば、どのくらいの事務コストがかかるかお尋ねをしたいと思います。

それから、公用車の廃止の問題で、市長公用車の廃止についての質問でございますが、あらゆる事柄を聖域とせず、ゼロベースから見直すという趣旨の行革案でございましたが、この市長の高級公用車については、これは聖域であるという旨の答弁であろうかと思ひ、大変これは市民が聞けばがっかりする内容ではないでしょうか。

それでは、毎日とは言いませんが、スケジュールの余裕のあるときぐらいは、マイカーで通勤され、市内の近場に出向いたりするときは、運転手をつけずご自分で車を運転して行く。その時間の分だけ職員は本来の職務に専念できるのではないのでしょうか。違うのでしょうか。市長の政治姿勢の問題としてお尋ねをしたいと思います。

それから、市民の声をどう聞いたかという質問でございますが、このパブリックコメント制度そのものについて、いまこれが設けられたばかりで、内容については市民もよく分からないんじゃないかと思ひます。一体どのような方法でこのパブリックコメント制度は、市民の意見を募集するように方法としてなっているのかお尋ねをしたいと思います。

コミュニティバスについてですが、これは昨年の6月議会の中で、新年度に向けて実施をする方向で検討したい答弁をしておりますが、すでに10カ月経っておりますが、いまだにはっきりした方針が出せずに、今後の地域交通会議で考えるというのは、どういう理由からかご説明をいただき

たいと思ひます。

以上で再質疑を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 岡部議員の再質問にお答えをいたします。

事前評価は、評価に必要な政策効果などを事前に把握する方法を開発して、その成果指標等を設定しなければならず、技術的に困難な面が多いこと。それと、それを開発するために経費、そして労力がかかるということでございます。なお、本市といたしましては、その経費についての試算は現時点では行っておりません。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） 学校教育指導室長早田義司郎君。

○学校教育指導室長（早田義司郎君） 岡部議員の再質問にお答えいたします。

朝読書の実施の状況であります。聞き取りの際に、各学校の具体的な実施状況についての質問はありませんでしたので、具体的な資料はいま提示することはできませんが、小学校では週1回から2回実施をしております。中学校では半数の学校が実施をしております。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 岡部議員の再質問にお答えいたします。

まず、パブリックコメントの関係でございますが、1月1日付けでございますね、豊後高田市民意見公募手続きに関する規則の公布をいたしまして、16日にこの1月号の市報でございますが、このような形でございます。市民に周知を図って募集をしたところでございます。経過については以上でございます。これらにつきましては、大分合同新聞でありますとか、朝日新聞でありますとか、NHK放送とか、テレビでございますけれどもそういうところ、あるいは読売新聞とか、大手のそういう新聞にも載せていただいて、住民に周知を図ったところでございます。

次が、市長の公用車の件でございますが、市長は、以前から、マイカー通勤ということも1週間に一度ということとされておりましたけれども、これなかなか時間が許さなくて、時間が許す範囲でマイカー通勤もされておりますし、それからまた、議員がおっしゃった自転車の関係でございますけれども、自分の費用で自転車買ひまして、その横にいま設置してありまして、雨の日とかそういう寒い日を除いて、行けるところは自転車で会議には出かけておりますけれども、なかなか時間が取れなくて、実態的には常にそうしてるかということではございませんけれども、そういうことに対応してますし、また土曜、日曜の行事等につき

3月9日

ましても、自分で運転されて行く場合もございます。そのようなことをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長(近藤準三郎君) プロジェクト推進課長 青野素久君。

○プロジェクト推進課長(青野素久君) 再質問にお答えいたします。

いろいろ調査検討しておりますけれども、その結果、抜本的な改革等も必要ではないかと考えられます。それで新年度、地域交通会議で新たな交通体系の具体的な運行計画を協議いたしまして、合意をした後に、国の許可を得て実施の運びということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 再々質問を行います。

この朝読書の取り組みについてであります。なんか答弁がまるっきり熱意がなくて肩すかしでございます。ちょっと早口で言われたのでようわからなかったんですが、週1回のペースですべての学校で行っている。それを中学校では、約半数がやってるといふ答弁だったんでしょうか。もう1回確認をさせてください。すみません、ちょっとよく聞き取れなかったのでゆっくりお願いしたいと思えます。お手間取らせてすみません。

それで、私の朝読書の必要性ということでちょっと申し上げたいんですが、もちろん教育長もご存じかと思えますが、2004年にOECDが世界41カ国の15歳の子どもたちを対象に国際学習度到達調査を行いました。これは、知識の量を測定するといったテストじゃありませんで、読解力や数学や科学などの応用力を問う内容でありましたが、日本の子どもたちのレベル低下が、特に読解力の低下が当時大変問題になりました。今でも引きずってるわけですが、そしてその最上位が、北欧のフィンランドでございました。

ちなみに、この国では、テストや子どものランク付けもなく、日本のような競争路線を取ってなくて、例えば小学校6年生では、週26時間のうち11時間が総合学習に当てられて、個人的な成長、環境への配慮、人間とテクノロジーなどの7つをテーマとして教育課程を貫く原則としております。そして教育費に対するGDP比は、フィンランドの5.7%に対しまして、日本はOECD加盟国では最低の3.5%となっております。また、ちなみに教育実習に要する期間は、なんと半年間6カ月というふう聞いております。

そして、このフィンランドがなにより特徴的なのは、読書大国ということで、国を挙げて読書活動の推進に力を入れて、図書館の利用率の世界一が自慢だというふうにも報じられております。私はこのほかにもフィンランドから学ぶべきものは

たくさんあると思っておりますが、この点でも、この読書大国のフィンランドの例を見ましても、改めて読書活動の重要性を私は再認識しているところでございます。

ぜひとも、上意下達であってはいけません。学校にできるだけ週1回やるというよりも、朝5分でも10分でもやると。田染小学校でしたか、学校訪問で言われておりましたが、授業に本当に落ちていて集中できるようになったというふうなことが言われておりました。ぜひとも学校現場と話し合いを、なんかの機会でもそういったことにさらに情熱を持って推進をしていただければ大変ありがたいと思っております。

それと、入札制度に係わることでございますが、聞くところによりますと、アメリカあたりでは、大変に談合に対する罰則規定が厳しくて、一度発覚したらもう業者が企業が潰れてしまうぐらいの規定が設けられておまして、それでもちろん一般競争入札制度をすべて導入しているということも何かで読んだことがございます。やはりその点につきまして、罰則規定が非常に日本の場合は甘いわけでありまして。

確か大分県でしたか、罰則規定の指名停止期間の今ある現状の3~4カ月の延長というふうなことも実施を既にしている旨のことを何かで読みましたが、この罰則規定の設定がいまなされているのか。なされているなら、さらなる強化や、あるいはそういったことについてどのような意向なのか、最後にお伺いをして質問を終わりたいと思えます。罰則規定ということですね。

○議長(近藤準三郎君) 学校教育指導室長早田義司郎君。

○学校教育指導室長(早田義司郎君) 岡部議員の再々質問にお答えいたします。

小学校におきましては、週1回から2回程度でございます。中学校におきましては、半数の学校で実施をしております。なお、いま、岡部議員が申されました読書活動の重要性については、教育委員会としても同じ認識を持っておるところであります。

以上です。

○議長(近藤準三郎君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 入札制度に関しての罰則規定の関係でございますけれども、規定としては特に設けておりませんが、指名停止の関係についての規定はもっておりますのでございます。以上でございます。

失礼しました。指名停止に係る取り消し等の規定については、設けてるところでございます。指名委員会の中で規定を設けてるところでございます。以上でございます。

(「聞こえんぞ」と言う声あり)

失礼しました。罰則規定というよりも指名停止

に係る指名参加資格取り消しですけれども、この関係につきましては、指名委員会規定の中に謳っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) しばらく休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○議長(近藤準三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 一般質問を始めますが、市長は質問の趣旨に明確に答えて、市民が理解されるような答弁をされることを最初に要求しておきます。

まず、市長の政治姿勢が問われるこの医療改革法案の問題についてであります。

今回も、豊後高田では介護保険が30%も上がると。また、10月から医療費が大改悪されると、もうお金のない者は生きていけないような状況に追い込まれますので、市長が政治生命かけてこの悪法を阻止してもらいたいということからトップに取り上げています。

ご承知のように、小泉内閣はいま開かれております国会に、医療費の改悪法案を提案しておりますが、それは、現在70歳以上の人が病院にかかった場合には、窓口で患者負担が1割であります。所得の高い人は2割ですけれども、それが今回70歳から74歳の患者については2割に増える。さらに所得の高いお年寄りについては、今年10月からすべて3割負担に引き上げられる。まさに医療費の大変な負担増であります。さらに、混合診療の拡大などで、公的保険のきく範囲を切り縮めて公的医療制度の解体に道をひらくような医療の大改悪であります。

保険のきかない医療が広がれば、必要な医療を受けるのにも多額な負担がかかることになりまして、これは医療に格差を持ち込む、人の命も金次第とするものであります。この医療改革法案は、医療への国の責任を後退させ、民間保険の売り込みなど、医療分野を新しい儲け口にしようという日米財界の要求に応えるものであり、今医療関係者を始め、多くの国民が反対の声や運動を広げるところであります。

高齢者の命と暮らしを守るためにも医療改悪を阻止するために、市長は関係機関に働きかけるべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

次が、行政改革についていくつか質問をいたします。

最初が、特別職の退職金の見直しについてであります。これまで私は何度か市長の退職金の見直しを要求しましたが、合併後、条例改正で1つだけ改善される点があります。それは、これまで

は、市長も助役も教育長もと、収入役もと、それぞれ退職の際には4年務めて48カ月分で計算された退職金でしたけれども、合併後は、あ、49になっていましたが、今度は48に1カ月だけ減額をされています。これはもう当然のことです。しかし、各県内の条例を比べてみましたところ、まだ高田の場合は市長が10分の50ですから、竹田市などは10分の40で、竹田市よりも高い退職金制度になっております。それで計算してみますと、市長など特別職が4年間務めた場合には、市長で1,944万円の退職金、助役が1,248万円、教育長が547万円の退職金になります。市の財政状況が厳しいので、行革を次々やろうとしておりますけれども、それならば、市長、助役、教育長のこの退職金の手当の制度を全廃するというようなそういう覚悟がないのか、市長の見解、市長の政治姿勢を聞きたいと思えます。

次が、市長、議長の交際費の見直しについてであります。

これも、私も初当選して以来、何度も議論をしまして、佐々木市長時代は、相当額まで膨れ上がっておりましたけれども、情報公開制度が実施されることになりまして、当市におきましても、市長、議長の交際費がぐんと削減されてきました。調べてみますと、平成15年度で市長が98万余、16年度で128万余であります。議長については、15年度が43万円、16年度が51万円余であります。今回この議会に提案されております市長の交際費が180万円、議長の交際費が100万円あります。

過去の情報公開後の実績を見ましたら、この180万とか100万円の予算は多すぎるんじゃないか。実績に伴ってですね、これはこれまでの約半分ぐらいに交際費を削減してもやっていけるんじゃないかと思うんですけども、見解を求めます。

次が、議員歳費の削減についてであります。新豊後高田市は、在任特例が適用されまして、現在、旧真玉・香々地の議員が、それぞれ新しい市議会議員になりまして、42名でしたけれども、1人死亡していま41人ですけれども、本来ならばこの在任特例を実施するのではなくて、合併と同時に新しい市議会を選ぶという方法をとるべきだったと思えます。その後も何度かこの問題提起しましたけれども、合併協議会で決まったということです。来てるんですけども、この際、改めてもう議員の自主解散ができないのか、これはそれぞれ議員の自覚の問題ですけれども、できなければやはり議員の歳費の引き下げをやるべきじゃないかと。同じ議員でありながら、旧豊後高田市と旧真玉・香々地の議員の報酬が違うというのも、これも問題であります。

よって、報酬審議会に諮問をして、適正な歳費に引き下げるといった措置をとったと思うんです

けれども、見解を求めます。

次が、公共工事の談合防止の問題ですけれども、いま、岡部議員が、全国的にも問題になっております談合問題の実態も指摘しながら改善を求める質問をいたしました。しかし、競争入札については、いま考えてないという答弁がありましたけれども、電子入札については、市のほうはやろうとしておりますけれども、やはり入札の透明性や公平性、そして談合防止をして経費を節約していくためには、来年度ではなくて、もう今年度でも早い時期から電子入札に切り替えるべきだと思っておりますけれども、その辺の見解を求めます。

次が、旅費規程の見直しについてであります。職員が出張する場合、あるいは市長が、あるいは議員が出張する場合、それぞれ日当や宿泊料や食卓料などが規程で定められておりますけれども、これが差があるんですけれども、格差をなくしても市長の出張や議員の出張はできないことはないんじゃないかと思うわけです。

調べてみますと、現在の市の状況というのは、日当が一般職の場合、県外に出張した場合は1日が2,500円。それに比べて市長は2,800円、助役や議員は2,600円であります。宿泊費につきましても、同じ出張しても職員は1万2,600円に対して、市長は1万4,400円、助役や議員は1万3,800円です。それから、食卓料として一般職は1,000円、市長や助役、議員はこれは1,200円と。まだまだいろいろなものがありますけれども、格差を是正をしてもやっていけないかと思うんですけれども、その見直しをする用意があるかどうかお尋ねをいたします。

次は、同和行政についてであります。この問題も度々議論をしてみましたけれども、今回資料を提出していただいておりますけれども、もうほとんど前年度と変わらない状況になっておりますけれども、基本的には法律が終結しまして、同和行政そのものを終結をすべきではないかと思うんですけれども、なぜこういうことになるのか、終結できないのかどうか、市民の前に明らかにしていただきたいと思っております。

次が、社会福祉協議会に元収入役を雇用したということで、いろいろと元OBなどから批判の意見が上がっています。20万円も30万円もかけて元収入役を雇わなければならないような社協なんかと。OB雇うんならばなんぼでもOBおるじゃないかという意見があるんですけれども、これは元収入役の救済措置ではないかと、永松市長がなんで元収入役だけ特別扱いをするんかという厳しい批判の声であります。

よって、私、今回の行政改革案を見ましても、1年後には、議会事務局の職員増やしたけれども、今度は2名削減をするということですから、もう2年後に2名じゃなくて、とりあえず今年度から

1名削減をしてその分を社協に回せば、わざわざ20万も30万もかけて新しい職員を雇うことはないんじゃないかなと思うわけでありまして。そういう新たに元収入役の救済措置ではないかというような批判があるような雇用の仕方ではなくてね、職員の削減をするというんなら、前倒しをやって社協に職員を派遣するという方法はとれないのか見解をお尋ねいたします。

次が、出張所の廃止計画の見直しについてであります。市内には田染、東都甲を始め、全部で6カ所の出張所がありますけれども、今回市長が提案している行政改革案では、この6カ所とも出張所の廃止の検討をしていこうということになっておりますが、それぞれの出張所の現状を見ましても、住民サービスには一番この廃止することによって影響が及ぼす内容であり、これは住民の同意、協力なしには、いくら永松市長であっても強行することは許されないとと思っております。

よって、この問題は、廃止計画を見直しをすることができないのか。その点についての市長の見解を求めます。

次が、公共用地の電柱や電話柱などの使用料の見直しについてです。これも旧豊後高田市時代から何度か問題提起をしましてまいりましたけれども、ようやく今回合併することによりまして、旧真玉・香々地の実態調査が始まり、これを改善すれば相当額の収入増につながるようになったようでありますが、基本的にはこの条例整備をやり、どのような使用料の引き上げ増につながっていくのか説明してもらいたいと思っております。

次が、少子化対策についてであります。乳幼児の医療費助成事業につきましては、先程明石議員に対する答弁がありまして、一言で言うならば、県が要綱を改正するので、その要綱に沿ってやっていくと。あるいはそれに向けて準備をしようと。明石議員からは、市長が前向きな答弁をいただいておりますという、感謝の辞がありました。

しかし、この内容は非常にこれ大事な問題なんですけれども、それは、これまで入院医療費については、小学校に入るまでの方が完全無料でありました。しかしながら、これが実施されますと、食事療養費はまるまる個人負担になります。1カ月で1人当たり2万4,000円を超えます。それから療養費につきましても、1カ月に1病院ごとに7,000円かかることとなります。これもまた新たな大変な大改悪であります。一方、通院費につきましては、いま3歳未満が就学前までに拡大されますけれども、これも3歳までの方、未満の方は全部無料でしたけれども、これが1医療機関ごとに1日500円、2医療機関に行けば1日1,000円ということになるわけです。

.....

.....

よってこの対象拡大は、重度障害者や1人親については4月から実施ですけれども、その分はやはり県民の世論が非常に厳しいということから、知事も10月までずらすことになりました。まだ検討をまだもう少し加えることになっていますので、ぜひ市長、県の大綱を変えようというね、いま発表されてるような内容でいきましたら、入院患者については大変な問題になりますのでね、大綱を変えて、やっぱり今までどおり助成事業を拡大するように働きかけてもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

ところが、どうしてもやらないと言う場合は、全県的には6月にこの条例を出そうとなってますけれども、それまでも充分検討して、どうしても県がそれをもたない場合には、今までと同じように全額無料になるように、市がその分を助成するという方法をとるべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

次が、小中学生のインフルエンザの助成についてであります。豊後高田市は健康のまちづくりということで、健康に力を入れて各種事業を実施しておりますけれども、やはり今のところ、小中学生に対する全生徒のインフルエンザに対する予防接種をやり、その分を市が完全助成できないかという質問です。

予防事業に力を入れるということは、やはり将来を担う子どもたちの健康を守っていくうえで非常に大事なことだと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

次が、火葬場についてであります。もう念願の懸案事項であります、これまでの答弁では、平成18年度に着工するというように述べてきたんですけども、今回予算も計上されていない有り様です。合併後の重点事業と言いながら、実際どうなっているのか、その後の進捗状況について明らかにしていただきたいし、今後の取り組み方についても、いかに考えているのか市民が理解できるようにはっきりと答弁をしていただきたいと思えます。

次が、商店街振興対策についてであります。昭和の町が大きなマスコミにのりまして、観光客が20万人を超えたと言われますけれども、最近では、ご承知のように、あの駅前通りから新町通り、中央通りの入口までと、中央通りから玉津については、もうほとんど観光客が訪れないような状況ですし、あれだけ観光客が訪れても、実際に豊後高田の商店街でやっぱりどれだけ買い物をしてくれたのか、消費が伸びたかというのは、まだまだ

微々たるものではないかと思えますし、この点についてですね、やっぱりこれだけ20万を超えると観光客をどうやって地元商店街で消費を伸ばしてもらおうのか。その辺の今後の対策についてお尋ねをいたします。

それから、南蔵に4月1日にオープンしようとしております飲食施設の問題なんですけれども、実際のここで儲かった経費については、今後の観光対策に使っていくんだということをたびたび説明をしまいいりました。しかし、関係者の間では、儲けを出して市全体の活性化につながるようなそういう貢献ができるんだろうかと。それよりは赤字になって、また市が一般財源からその補填をしなければ事業がやっていけないようなことになりはしないだろうかと、そういう危惧する声もあるわけでありまして。

よって、4月1日オープンこの飲食施設について、経営見通しが本当にやっぱり儲けを出して、それを市の観光施策やまちづくりに生かせるようなことになるという展望があるのかどうなのか、市民の前にいま、明らかにしてほしいと思えますし、それから既存の影響を受ける飲食店や旅館などについて、この対策、こちらに取られたらこちらが減るのではないかと、いろいろと心配の声が広がっておりますけれども、その辺どう考えておられるのかも、その対策について明らかにしていただきたいと思えます。

次は、企業誘致についてであります。新聞、テレビ見ましても、最近では、県内各所に新たな企業が進出するとか、あるいは進出してる企業が、大幅な拡張工事の投資をするということが相次いでおりますけれども、豊後高田も最近また1社企業誘致が決まったということで、今回も提案理由説明でありましたけれども、まだまだ、現在あれだけの投資をして受け入れ態勢を作ってる工業団地、まだまだ企業誘致がですね、遅れてるんじゃないかと。市長が就任以来、重点課題として取り組むと言ったわりに遅れてるんですけれども、今後市長はどういうですね、位置付けでこの企業誘致に取り組んでいくのか、市長の本音のお気持ちを市民の前に明らかにしていただきたいと思えます。

それから、もう1つは、雇用問題ですけれども、今日一覧表をもらっておりますが、企業を誘致したわりに、市内に居住している方が、やっぱり全体雇用数の約半分ちょっとを超えるという状況なんです。少ないところは、1つの企業の中の3割に満たないような状況もあります。よって、やはりこの地元企業を促進していくために今後どう考えているのか、その辺の見解も聞きたいと思えます。

最後に、寡婦対策についてであります。調べてみましたら、県内で約半数の市町村で寡婦医療費

3月9日

の助成事業を単独で実施をしております。これまで県の補助金はありません。豊後高田でも実施をすべきじゃないかと思えますけれども、その見解をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 大石議員の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

政府は、2月10日医療制度改革関連法案を閣議決定し、国会に提出いたしました。この法律の背景には、少子高齢化の進行や高齢者医療の急増、さらには、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするのがあり、本格的な構造改革が必要として、医療費適正化の推進、高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合などを柱とした改正案となっています。

70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得がある者の患者の負担を2割から3割にする見直しや、混合診療のあり方について、今国会で審議中ですので、今後の動向を注意深く見守っていきたく思っております。

他のご質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますのでよろしくお願い致します。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 大石議員の行政改革についてお答えいたします。

まず、市長、助役、教育長の退職手当についてでございますが、県下各市の状況では、大分県退職手当組合に加入している3市及び特に高い2市を除き、本市を含む8市につきましては、同率で支給するようになっております。したがって、支給の見直しについては考えておりません。

次に、市長交際費についてでございますが、ご案内のように、交際費とは、対外的に活動する地方公共団体の長、その他の執行機関等が、当該団体を代表し、又は当該団体の利益を図るために外部との公の交際を進めるうえで必要とされる経費でございます。

市長交際費につきましては、合併によりエリアが拡大し、交際範囲も広がったところでございますが、本定例会の当初予算でご提案申し上げておりますとおり、平成18年度予算につきましては、平成17年度予算と同様に、合併前の旧豊後高田市の予算と同額といたしております。なお、市の現在の財政状況等を考慮し極力節減に努めているところでございまして、平成17年度決算見込みでは不用額が予想されるところでございます。しかしながら、平成18年度当初予算につきましては、1年間を通じて突発的な事故等未確定要素もございまして、見直しは考えておりません。

次に、議員報酬についてでございますが、議員報酬は、西高地域1市2町合併協議会で在任特例の適用を受けた後の議会議員の報酬については、

合併して1年を経過した後の早い時期に新市の特別職報酬等審議会に諮問し、現行の額及び県内同規模自治体の例を参考に調整すると決定されております。したがって、今後新年度において諮問してまいりたいと考えております。

次に、一般職員と特別職などの旅費規程の格差についてでございますが、現行の旅費規程は、国の基準を基本とし、県下各市の状況を参考に定めているものでありまして、現時点では適正な水準と認識いたしております。

次に、社会福祉協議会に関するご質問についてでございますが、これは同協議会の人事の問題であると考えております。

次に、出張所についてでございますが、出張所につきましては、これまで各庁舎から比較的遠距離にある地域住民の利便を図るため設置してきたところでございます。その主な業務内容といたしましては、各証明書の交付や、住民から提出された書類等を各課への取り次ぎ等でありまして、しかしながら、主要な業務であります各種証明書の発行業務につきましては、住民の利便性を図る目的で、合併時から市内10箇所の身近な郵便局でも取扱いができるように取り組み、住民の方々に徐々に定着してきているところでございます。また、昼間の勤務でそういうことで窓口に直接出向くことが困難な方の利便を図るために、早朝・夜間・休日でも利用可能な自動交付機を高田庁舎玄関に設置いたしまして、市民の方々に利用していただいているところでございます。

このような状況から、出張所の廃止につきましては、今後地域住民の方々のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君） 大石議員の電子入札の導入についてのご質問にお答えいたします。

電子入札システムの導入につきましては、現在、大分県と県内市町村により、共同利用に向けたシステム開発を行っているところであります。県におきましては、来年度より一部案件の試行運用を行い、平成19年度より本格実施が計画されていることから、本市におきましても、県の示すスケジュールに沿って導入を行っていきたく思っております。

それから、市道における電柱・電話柱等の占有料についてのご質問にお答えいたします。市道占有料につきましては、道路法施行令改正期に、県に準じて、平成9年3月に改正を旧市で行っております。合併により旧市条例を基本に改めまして、占有料の引き上げを図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 人権・同和対策課長野村信隆君。

○人権・同和対策課長(野村信隆君) 同和行政の終結についてお答えいたします。

部落差別を解消することは、国、地方公共団体及びすべての国民の共通の責務であるとの認識のもとに、法律が施行されて以来、国・県・市と一体となって取り組んできたところであります。

ご承知のとおり、地域改善対策協議会の意見具申では、部落差別が現存する限り、行政は積極的に推進されなければならないとされており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことも指摘されております。

同和問題解決に向けた今後の課題といたしましては、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育・就労・産業等の面でなお存在している格差是正、また、差別意識を生む新たな要因を克服するため、施策も必要とされております。

今後につきましても、同和問題は基本的人権に係わる問題であり、差別がある限り人権を尊重するという基本姿勢で差別解消に向け取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(近藤準三郎君) 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長(桑原茂彦君) 大石議員の行政改革についての、公共用地の電柱等の使用料についてのご質問にお答えいたします。

市道を除きます電柱等の敷地占有料につきましては、合併前の旧真玉町及び旧香々地町におきましては、減免措置を行っていたところでございます。しかし、合併によりまして今回減免措置等を見直し、新市の条例に基づき敷地占有料の徴収を行うこととしたものであります。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 子育て・健康推進課長小野俊久君。

○子育て・健康推進課長(小野俊久君) 大石議員の少子化対策についてお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業の対象拡大につきましては、明石議員にお答えいたしましたとおり、大分県の要綱改正に沿って制度の改正を行ってまいりたいと考えております。なお、県への食事療養費の助成の要望につきましては、現時点では考えておりません。

続きまして、小中学生のインフルエンザ予防接種の助成についてお答えします。

予防接種は、予防接種法、結核予防法に基づき、市町村が実施する定期・臨時的予防接種と、各個人が医療機関と相談し、自己負担で実施する任意の予防接種の2つがあります。

インフルエンザにつきましては、過去は予防接種法に基づく臨時的予防接種として、市で実施を

しておりましたが、平成6年の法改正により接種の対象から除外され、任意接種となった経過がございます。そのため、接種を受けさせる保護者の負担は確かに大きいとは言いますが、予防接種法に基づく定期接種に定められていない現時点では、現行どおりの自己負担でまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

続きまして、寡婦医療費についてお答えします。

寡婦医療費の助成についてのご質問でございますが、他市の状況等調査いたしましたところ、13市のうち助成を実施している市は4市であり、また、佐伯市におきましては、合併前の7町村の区域において、現在のところ実施しているところでございます。また、寡婦医療の助成事業は、単独事業であり、合併前からの継続実施と思われま

す。本市といたしましては、現在のところ寡婦医療費助成につきましてはの実施予定はございませんが、新規事業としまして、母子、父子、寡婦を対象とした生活支援の充実を行うため、相談業務や交流を目的として1人親家庭等自立促進事業の取り組みを今後実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長(近藤準三郎君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 火葬場についてお答えいたします。

火葬場の建設用地につきましては、景観、地理的条件等人生の終焉の場にふさわしい用地を念頭に、調査、選定を行ってまいりました。候補地の1つとして、真玉地区内の用地を建設候補地として、隣接する自治会の住民の方々を対象に、新しい火葬場建設について住民相談会を開催してきたところでございます。

住民相談会では、建設候補地とした理由、現施設の建設当時の経緯など、多くの意見が出されました。今後におきましても、ご理解とご協力が得られるよう、引き続き地元の方々とは話し合いをし、早期着工が図られるよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 商工観光課長安東洋義君。

○商工観光課長(安東洋義君) 大石議員の商店街振興対策についてのご質問にお答えします。

まず、昭和の町の観光客による地元商店街での消費額増加対策についてですが、昭和の町の魅力が向上すれば、観光客の一層の増加と滞在時間も延長し、消費額の増加にもつながると考えておりますので、市といたしましては、昭和の町のさらなる魅力アップを図るための拠点施設整備等の事業を計画的に実施してまいりたいと考えています。

また、地元商店街での消費額増加のためには、各商店街の自主的・自立的取り組みにも期待したいと考えています。観光客、地域住民の区別なく、

3月9日

最終的に評価を受けるのは、本物の商品やサービスの提供ができていないか否かにかかっていると思います。そのためには、商業者自身が常に進化、多様化する消費者ニーズや観光客のニーズを的確に把握したうえで、豊後高田昭和の町が提供できる本物の商品やサービスについて追求をしていくことが必要と考えております。

いずれにいたしましても、昭和の町に観光客が来訪されましても、地元商店街にお金が落ちないと困りますので、この問題につきましては、今後も商工会議所や関係者と一緒に取り組んでいかなければならないと考えています。

次に、昭和ロマン蔵飲食施設についてですが、その名称を旬彩南蔵とし、昭和ロマン蔵の運営とともに豊後高田市観光まちづくり株式会社が取り組む最初の事業であります。旬彩南蔵は、市の食の観光モデルケースとして、国東半島の食を目的にお出でいただけるような観光の目玉にしたいということ。他の地域で昼食を摂っている観光客に市内で食べていただくようにすること。結果として、観光客の滞在時間を延長し、観光消費額を増加させることを目的と考えております。

旬彩南蔵の運営につきましては、営業宣伝部門をまちづくり株式会社がを行い、調理接客の現場部門は、まちづくり株式会社が管理する子会社が運営する形態をとり、民間手法による経営で収益を求めてまいります。

ご質問の既存飲食店などへの影響でございますが、旬彩南蔵は主要なターゲットを観光でお越しいただくお客様と計画しており、国東半島の食を求めてお越しただけのお客様を呼び込んでまいりたいと考えているところでございます。

続いて、企業誘致のご質問にお答えします。

まず、企業誘致の取り組みについてでございますが、本市には大分北部中核工業団地を始め4つの工業団地がありますが、大分北部中核工業団地に昨年5月18日に進出を表明した株式会社キャムが、本年2月より操業開始しましたので、市内の工業団地には現在合計14社の企業が操業しております。また、ご案内のように大分北部中核工業団地に、先月23日には、株式会社東陽製作所が自動車関連企業としては初めての進出の表明をしていただいたところであります。今後も引き続き大分県及び中小基盤整備機構ともども協力しながら、企業誘致に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

次に、雇用状況でございますが、各社の企業努力による増設などがあり、現在は資料で提出していますとおり1,152名となっており、うち市内は630名となっております。また、この度立地を表明していただいた東陽製作所の雇用予定者数は、40名から45名でその大半を地元雇用していただけるとのことでありますので、大変ありがたく思っ

ております。しかしながら、地元からの応募が少ないという状況になっては困りますので、市といたしましては、何とでも地元の人に応募をしていただき、雇用していただくよう努力しなければならぬと思っております。ぜひ議員の皆様方も、心当たりの方に東陽製作所を受けように進めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） それでは再質問をいたしますが、最初が医療改悪問題で、市長は今後の動向を見守っていきたいという答弁にとどめましたけれども、実は、あなたが出張中に、県内の6団体から、この問題について市長としても関係機関に要請してほしいという要望書が届いたと思います。これに対しても同じような態度だったんですか。対応した総務課長は、これはもう大事な問題だということだね、ちゃんと市長に伝えるということだったんだけど、ただ動向を見守っていくというような問題じゃないと思うんですよ。新聞報道などによりますと、やっぱり医療機関なども挙げてですね、大反対運動が起こってるんですよ。そのときに高齢者の多いこの豊後高田市の市長が、よその馬のかえたような話じゃ困りますよ。

だから、なんで見守っていくと言うんですか、なんでそういう市民の立場に立ってないのか、その辺の市長もう少し理由を聞かせてください。

それから議会は、昨年の12月議会です、この高齢者医療の自己負担が2割から3割に引き上げるを止めて現状維持を続けてほしいと。それから混合診療につながるような特例療養費制度の問題についても、そういう拡大はしないでくれというこの趣旨の意見書をですね、議決して関係機関に提出した経緯もあるんですよ。そのときに、時の市長が傍観者でよいのかという政治姿勢が問われるんですが、だから私は政治姿勢の項目に上げて問題にしてるんです。市長のもう一度見解を聞かせてください。いまの答弁では、市民は誰も納得しません。

次が、行政改革について、退職金問題については、いま総務課長から、他市の状況などを勘案して適正だから見直す考えはないとありました。よって、私全国の状況を調べてみましたけれども、それは大阪の市長や、大阪の高石市長、それから久留米市長や東京の板橋区長を始め、各所で市長自らがこの財政難のときに身を削って市民に模範を示すということで、自ら退職金制度の全廃に取り組んでるところが各所にあります。

最近では、宮城の県知事が副知事も出納長もそれぞれ、全部で6人の特別職の退職金の制度を廃止をしようということを打ち出しました。市長、九州ではまだ久留米の市長だけのようだけれど

も、その次に永松市長がやったというぐらいに、これこそですね、誰にも相談せずにワンマンでやってもやれることですから、自らの身を切るということで永松市長が取り組んでみたらどうでしょう。県内では初めてですが、市長の気持ちをお尋ねしたい。まあ助役や教育長は、ちょっと市長に比べましたら格段とね、退職金の額が少ないので、そう無理に言いませんけれども、もう市長がやろうと思うたらやれるんで、その辺やる気がないのか聞いておきます。市長が答えないから私は問題にしてるんです。これは答えんわきゃいかんでしょ、市長の自身のことを聞いてるんだから。

交際費について、もう突発事故のときがあるから云々と言われましたけれども、やはりそれは年に4回定例議会があるわけですから、状況を見ては補正予算も組めるわけなんで、これまでの過去の実績から見ましても、こんなにね、180万や100万を予算計上する必要がないんじゃないかなと。私は当初永松市長が就任した頃は、企業誘致に取り組んでほしいということから、この分についてはかなり交際費使ってもよいよと、もっと元氣よくやりなさいと発破かけたんですけども、全然この問題には使っていないんですからね。だからそんなに要らないんだから、これまでの実績から見ましてこんなに180万円も要らないでしょう。だから削減をすると、それできないのかもう一度市長の見解を聞きます。

それからあと、この旅費規程の見直しについても、県内の状況に比べて云々とありましたけれども、これもですね、市がやろうと思うたらやれることはないでしょう。もう市長自らが、市長だけ特別に旅費を貰うことないとな身切れればやれることでしょうか。そういう意思がないのかね。せめて市長だけでもやろうと思うたらやれることでしょう。市長が一番出張が多いんですからね、経費が一番ここが嵩んでるんですよ。その辺もう一度市長の見解を聞きます。

それから社会福祉協議会の問題で、これはこちらの人事の問題だと言われました。しかし、市の職員を派遣するかどうかというのは、市長の問題なんです。だからもう1人職員を派遣をいたしますとね、例えての話です、例えて議会の職員を2人減らすということになってるけども、前倒して1人分は社協のほうに派遣をいたしますからと、これは社協の人事の問題じゃありませんよ。だからこれでどうかと、なるべく社協に対して年間3,000万も補助金出してるんだからね、まだ今後どうなるか分かりませんよ。委託料からなんか相当の額になりますけれども、やはり経費節減と言うんならば、新たに元収入役を雇うことないんじゃないかと。特別に600万円の上乗せ退職金の問題も大きな批判受けましたけれどもね、さらに新たに批判を受けることになるんじゃないですか。

だから、社協の会長は永松市長ですから、こちらから職員を派遣するかどうかというのは市長の権限ですから、その辺市長はそういう措置を取る考えがないのかどうか聞いておきます。

それから同和の問題についても、同対室長が同じような答弁繰り返しておりますけれども、全然進歩がないですよ。ほんならお尋ねしますけれども、同和のあの担当課に職員が何人おってね、あの部屋の中におる方だけで人件費をどれだけ使っちゃんのかちょっと市民の前に明らかにしてください。行革というんならここを廃止をすべきですよ。

次は、電柱問題でね、ようやく先程ありましたように、旧真玉・香々地については、免除措置の問題なども見直しをして、まともに占有料を取ることになったわけなんですけれども、これ長年ですね、この市道のほうについては、占有料が据え置きになってるんですね。全国的には3年置きに改正してるところもありますので、これは九州一本で九電に対していろいろ交渉してきてるようなんで、なんとか担当者会議で豊後高田市の担当課が問題提起をしていただいて、引き上げに向けて努力をしてもらいたいと思うんですけども、そういう気があるのかどうか聞いておきます。

次は、乳幼児の医療費の問題なんですけれども、もう私の質問に答えてないんでね、もう一度市長に聞きたいんです。・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・要綱どおりやるというのは、質問されなくてもやるのは当たり前なんです。国の法律が決まったら国の法律どおりやるというのは、これ当たり前のことなんです。やるかやらんかにかかわらず、そのことによって改悪されると、住民の負担が増えるから、その要綱改正を県に働きかける用意はないかということをお尋ねしてるんです。市長は働きかける用意がないんですか。

それからね、これまでこれまでの議会の答弁では、担当課が担当者会議で、この医療費の助成制度を拡大を働きかけてまいりましょうと。宇佐の担当課長なんかもう積極的に働きかけましょうというような答弁もしておりましたけれども、うちもそういう答弁をした例がありますね、今まで。だからそれから見ましても、皆さんが働きかけた内容と実際の要綱改定は、内容が違ってますよ。だから入院費の食事療養費について、全額自己負担になるのは困るという立場をね、やっぱ県に伝えるべきじゃないんですか。

それから1カ月7,000円の医療費がまたかかる。3万超えるんですよ。今まで無料から3万を超える額が個人負担になるわけでしょう。これでは困る。だからこれを丸々市が持つと言っても大変だから、県が今までどおり半額持つというこ

3月9日

とは要求できないんですか。できないんならなぜできないのか明らかにしてもらいたい。その理由をね。

それから通院費についても、1日1機関500円です。4日分ですね。2箇所に行けば4,000円になる。1箇所行けば2,000円で済むんですけども、最高ですよ。そういう通院費についても今まで3歳未満は無料であったものが、新たに負担になるわけですね。問題なのは、就学前までと言いますが、このいわゆる乳幼児の部分が一番医療費がかかっているんですよ。ここが負担増になるわけなんです。このことに対して市長問題と思いませんか。あなた自身はどうこれを認識するのか、本当に子どもの命を守るとなれば、これは問題と思うのか思わないのか、その辺の認識も聞いておきます。やっぱりこれは改正を、要綱改正を県に求めてね、実施は県も10月からですから、それまでは今までどおり予算を出す、予算を組んでますから努力をしてもらいたいと思いますけれども、どうなのか。

それから火葬場についていまありましたけれども、なぜいわゆる実施設計の委託料すら組んでない。18年度に着工する、着工するというなら工事費についても全然予算を提案できないというのはなぜなのか。本当にやる気があるかということが問われる問題なんです。その辺について説明をしてもらいたい。

市民の間では、市長があれだけ昭和の町に熱心なんだけども、それ以上にやっぱり火葬場をつくる問題とか、企業誘致の問題については、力を入れるべきじゃないかという声も広がっています。それに応えるべきではありませんか。

それから商店街振興については、一般論の答弁がありました。1つだけ今度の新しいこの南蔵のですね経営の見通しですね、儲けが今後の観光振興に生かしていくということなんだけども、本当に儲けが上がるというような経営がですね、長期的に見込めるのかというのをちょっと、あなた方は見込めるなら見込めると。将来そうじゃなくてあと一般財源から持ち出しするということの恐れもあるということなのか。そうないようにしてもらいたいので改めて問題にしておるんですけども、それからやはり地域でとれた物を地域で消費していただくという地産地消の関係、その辺についても、原材料については、あくまでも地元を優先するということを確認してよいのか聞いておきます。ぜひそうしてほしいと思います。

それから企業誘致の取り組みなんですけれども、合計14社になったということがありました。よって、真玉の大村工業団地を含めて、現在いつでも企業誘致ができるような状況になる工業用地は、何区画で何平米残っているのかね。これについて、せめて市長のいまの永松市長の任期中にやっぱり

どれくらい取り組むかと。やっぱり目標をもって意識的に努力してもらいたいと思うんですけども、市長、改めて昭和の町以上に企業誘致に力を入れるという、そういう意思があるのかどうか、企業誘致についてのあなたの心意気を明らかにしてもらいたいと思います。これ市長自身が答えないと答えられないと思いますよ。

それから寡婦について、何とか13市中4市と言われましたけれども、私の調査では現在21市町村のうちの10市町村で実施をしております。市についても5市ではないかと思うんです。それから参考までに、この問題につきましても、議会に陳情が出まして、満場一致ですね、寡婦助成事業を実施してほしいという陳情書を採択した経緯もあります。それから見ましてもですね、いまだにこれ放置をすることが問題なんです。市独自で無理と言うならば、これも1人親医療費と同じように県に働きかけると、そういう態度をとってもらいたいと思いますけどどうでしょうか。

以上です。

(○9番(河野徳久君) 議長、議事進行。もし議事進行が受け付けられないなら動議を出したいと思いますので、しばらく休憩を。)

○議長(近藤準三郎君) どうぞ。9番河野徳久君。

○9番(河野徳久君) 大石議員の質問の中で他の議員の質問事項を引用し、それと比較しながら質問した点があります。これを議長として後に点検し、そういう箇所があるなら削除することを約束していただければ、議事進行で止めたいと思いますし、議長が取り計らい願えないなら私たち動議を提出したいと思いますので、暫く休憩願いたいと思います。

○議長(近藤準三郎君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 40番議員のですね、一般質問の発言内容の中でですね、他の議員の答弁云々と、一般質問はあくまで市の考え方を問うということで、当然食い違いがあってもいいし、賛成、反対討論の段階ではない一般質問の中でですね、他の議員の答弁に対して云々とかいうようなですね、感謝申し上げるというような言葉がですね、非常に私たちは聞きづらかったです。こういうことについては、当然議長が注意をさせていただきたいと思います。

○議長(近藤準三郎君) 暫く休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時13分 再開

○議長(近藤準三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。大石議員の他の議員の質問、答弁に対する評価、感想は、議員自身の質問には必要ないと思います。通告に従い質問を行ってください。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 大石議員の再質問に対しお答えをいたします。

まず、政治姿勢の問題についてでございますが、先程ご答弁申し上げましたとおりであります。

次に、行革についてであります。これにつきましても、総務課長がご答弁したとおりでありまして、私も課長の意向は聞いております。

それから、乳幼児医療助成事業についても同じであります。課長とよく協議をした結果のご答弁でございます。

最後に企業誘致でありますけれども、私は、最近、企業誘致はそれなりによくいってるとそう思っております。これからは、県そしてまた機構ともお願いし、私も一緒になって頑張りたいとそういうことでありまして、これは毎回同じ答弁であります。

以上であります。

○議長(近藤準三郎君) 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長(鴛海 豊君) 大石議員の行政改革の関連の再質問にお答えいたします。

その中で、社協への職員の派遣についてでございますが、社協につきましては新たな業務も、事業もございますので、派遣を考えております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 人権・同和対策課長野村信隆君。

○人権・同和対策課長(野村信隆君) 大石議員の再質問にお答えします。

数字的なことはちょっと調べていませんのでご理解をいただきたいと思っております。

また、特別対策法の終了が同和行政の終了を意味するものではないということは、もう言うまでもありませんので、差別が現存する限り、差別解消に向けて取り組みを推進していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(近藤準三郎君) 商工観光課長安東洋義君。

○商工観光課長(安東洋義君) 大石議員の再質問にお答えします。

昭和ロマン蔵の飲食施設旬彩南蔵の経営につきましては、昭和の町豊後高田の観光の拡大にもつながりますので、民間的手法とともに努力するよう、まちづくり会社と連携してまいりたいと思っております。

また、食材につきましては、国東半島の食材にこだわることを地域外のお客様への売りにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の行政改革の、占有料の見直しについての再質問にお答えします。

現行では、九州各県下において道路法施行令を基に統一的な価格を設定し、占有料を定めております。こうした事情をふまえ、本市単独による占有料見直しについては困難であると考えておりますので、今後、県下各市の担当課の意見を聞いてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 環境課長水江義和君。
○環境課長(水江義和君) 大石議員の火葬場についての再質問にお答えいたします。

実施計画等の予算につきましては、建設用地決定後に予算措置をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から3月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は3月20日午前10時に再開し、各委員長長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は3月16日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 近藤準三郎

豊後高田市議会議員 安長袈裟雄

〃 小野 國廣